

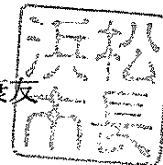
第8号様式

浜市協第136-6号

令和4年11月24日

浜北区協議会 様

浜松市長 鈴木 康友



区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問内容 別紙第9号様式のとおり
- 2 答申期限 別紙第9号様式に記載された期限のとおり

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	区再編時の組織・区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景及び経緯</p> <p>区再編については、令和2年9月に市議会において区再編は必要との結論に至り、市議会特別委員会（以下、特別委員会）において、具体的な再編案に関する協議が進められた。協議の進捗に応じ、各区協議会、各区自治会連合会において、以下のとおり協議の主な経緯について説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月～11月 ・令和3年4月 ・令和3年9～10月 ・令和4年1月～2月 <p>いただいたご意見を踏まえ、令和4年5月の特別委員会において、区再編（案）が決定した。</p> <p>区再編（案）決定を受け、行政区画等審議会に区再編における区域と区の名称について諮問し、中区・東区・西区・南区・北区（三方原地区）、北区（三方原地区以外）・浜北区、天竜区の3区への再編及び区の名称を中央区・浜名区・天竜区とする答申がなされている。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>○区再編時の組織（案）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民サービス・組織 2 施行日 <p>○区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子（案）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区の設置 2 区協議会の設置 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：令和4年12月末日 (令和5年2月に区設置等条例議決を予定)				
担当課	区再編推進 事業本部	担当者	川西 亜紀子	電話	457-2123

区再編時の組織（案）について

区再編時の組織（案）について

1 市民サービス・組織 別紙 1 別紙 2

(1) 区役所

- ・ 位置：都市機能の集積状況などを総合的に勘案し、新しい区の中で、現行区において最も人口が多い区の区役所庁舎とする

(2) 行政センター

- ・ 位置：再編により区役所とならない旧区役所庁舎
- ・ 業務：区役所と同等のサービスを提供

(3) 支所（現第 1 種協働センター）

- ・ 位置：現在と変更なし（舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山）
- ・ 業務：現在と変更なし（生涯学習、地域づくり、地域固有事務、窓口業務）
- ・ 再編後の名称：「支所」に改称

(4) 協働センター（現第 2 種協働センター）、ふれあいセンター

- ・ 位置：現在と変更なし
- ・ 業務：現在と変更なし（生涯学習、地域づくり、窓口業務*）
*現在窓口業務を行っているところは市民サービスセンターを併設
- ・ 再編後の名称：天竜区の二俣協働センターは「二俣ふれあいセンター」に改称。
それ以外は現在と変更なし
- ・ 人員：再任用職員 1 人を正規職員 1 人に切り替え地域づくり機能を強化

(5) 市民サービスセンター

- ・ 位置：現在と変更なし。第 2 種協働センター、ふれあいセンターの窓口業務は、市民サービスセンターとして併設。
- ・ 業務：現在と変更なし（窓口業務）
- ・ 再編後の名称：現在と変更なし

(6) 区及び主要組織の組織編成、職員配置について

- ・ 組織図 別紙 3
- ・ 区政担当副市長 別紙 4
- ・ 職員数（組織別・庁舎別） 別紙 5-1 別紙 5-2
- ・ 主要市民サービス一覧 別紙 6
- ・ 土木整備事務所 別紙 7
- ・ 福祉事業所・健康づくりセンター 別紙 8
- ・ 災害対策本部（区本部・地域本部） 別紙 9

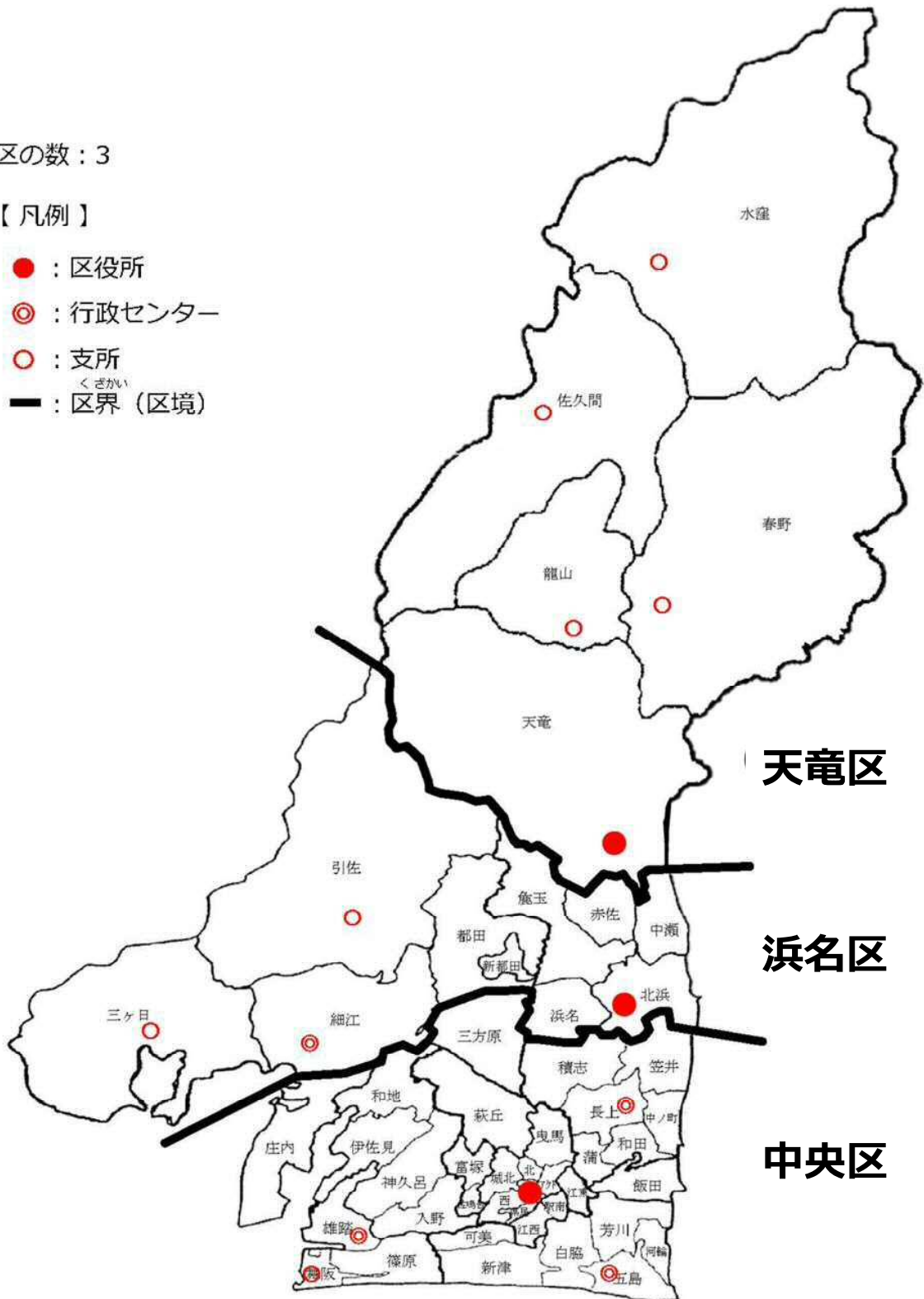
2 施行日 令和 6 年 1 月 1 日

区役所、行政センター、支所の配置地図

区の数：3

【凡例】

- ：区役所
- ◎：行政センター
- ：支所
- ：区界（区境）



区割り案の概要

区の数	3区			
区割り	中央区 ・中区 ・東区 ・西区 ・南区 ・北区(三方原)	浜名区 ・北区 (都田、新都田、 細江、引佐、 三ヶ日) ・浜北区	天竜区 ・天竜区(区域 の変更なし)	
人口(人)	614,579	158,088	27,450	
面積(km ²)	268.21	345.83	944.00	
有権者数(人)	500,195	129,055	24,427	
学校区の分割	無			
区自治会連合会の分割	有(北区は三方原地区とそれ以外に2分割)			
地区自治会連合会の分割	無			
正規 職員数	1,051			
		587	249	215
	区の組織	214	105	112
	福祉事業所	219	55	28
	健康づくりセンター	84	38	22
	土木整備事務所	70	51	53
区役所の配置	中	浜北	天竜	
行政センターの配置	東、西、南	北	なし	
削減職員数(人件費年間削減効果額(千円)) (※1)	81(645,570)			
事務経費削減効果額(千円) (※2)	6,537			
必要経費(千円) (※3)	556,620			

※1 令和2年4月1日正規職員数との比較。人件費の試算は、令和元年度決算における1人当たりの人件費797万円を使用。

※2 各区に設置される区選挙管理委員会の委員数が再編により削減されるため、大半は委員報酬で、その他は選挙に係るコピー料等の事務経費(令和元年度決算額を基に算出)。施設・整備維持管理については、現在の施設数を維持することを前提としているため、削減効果額は生じないものとして整理。

※3 再編に伴うシステム改修などの一時的な経費(概算)。

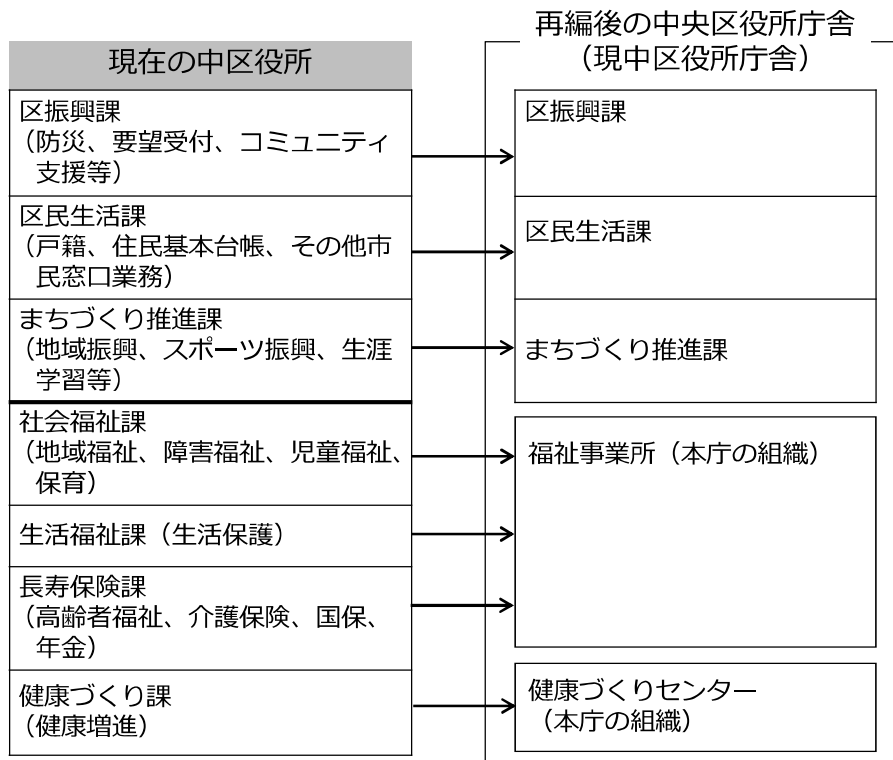
【出典】 人口:浜松市市区別・町字別世帯数人口(令和2年12月1日現在 住民基本台帳による)

面積:令和元年版浜松市統計書「土地・気象_町別面積、人口」(平成19年4月1日の都市計画基礎調査による地区別面積を合計し、小数点以下第3位を四捨五入)

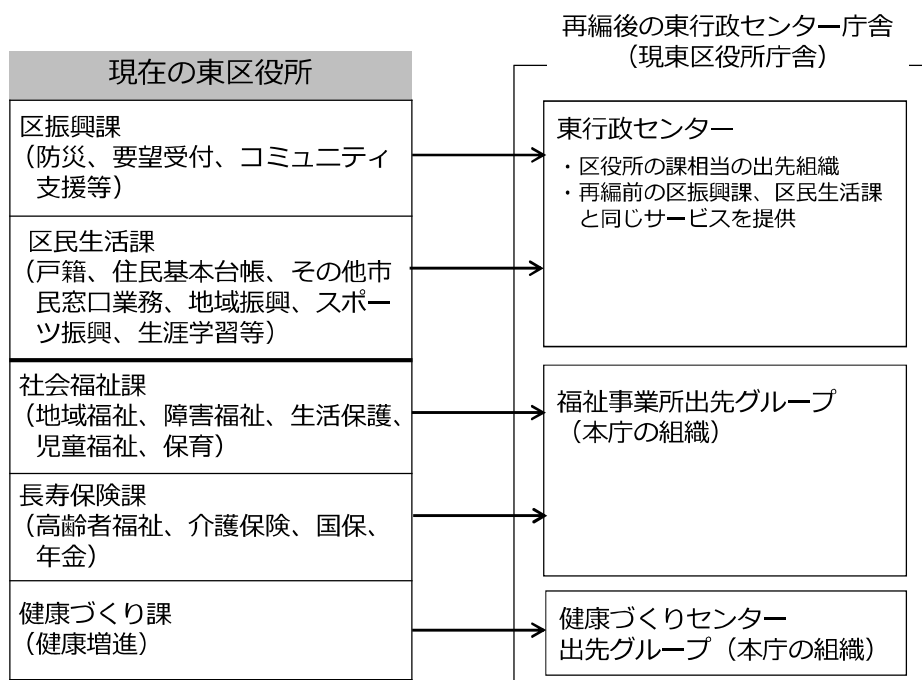
有権者数:令和3年3月定時登録名簿登録者数

再編後のサービス提供体制

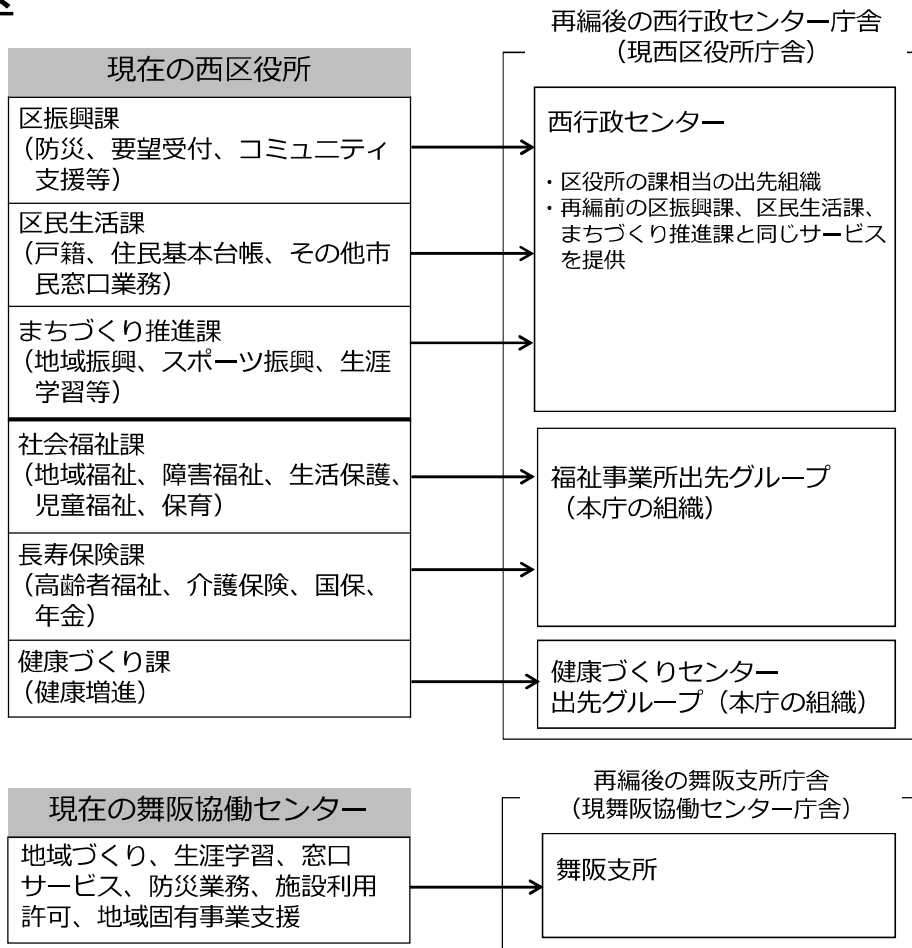
➤ 中区



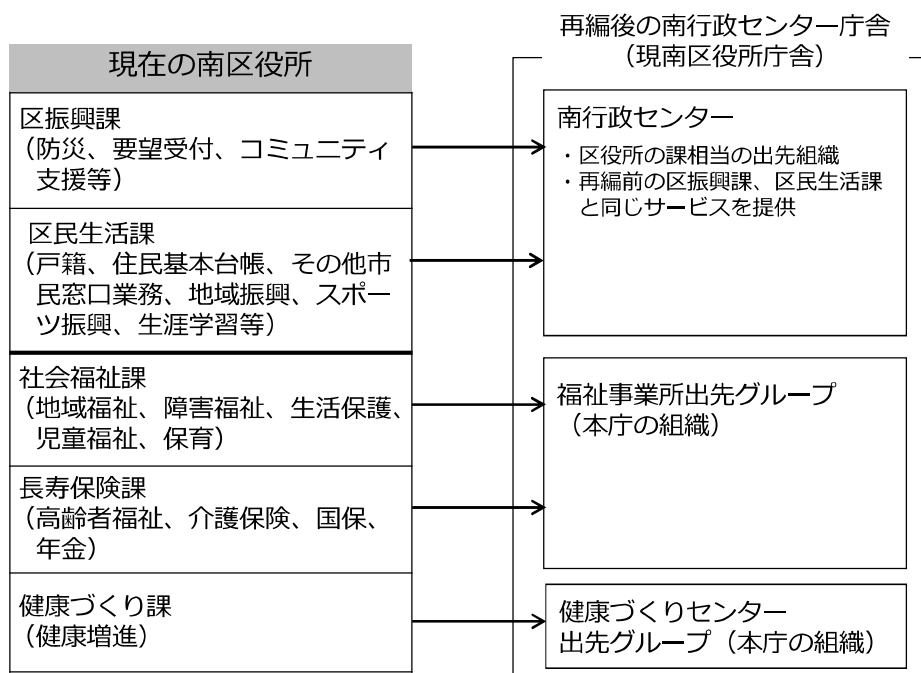
➤ 東区



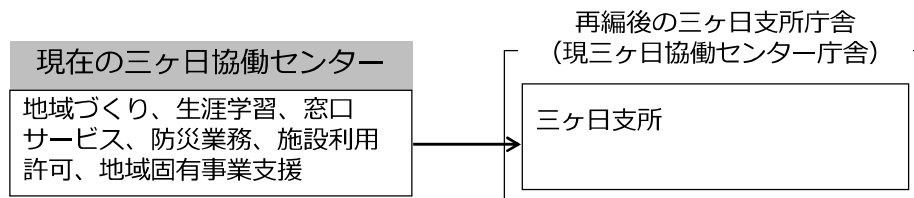
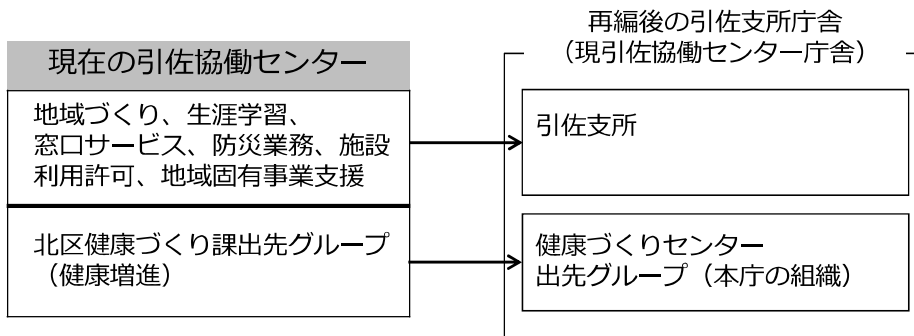
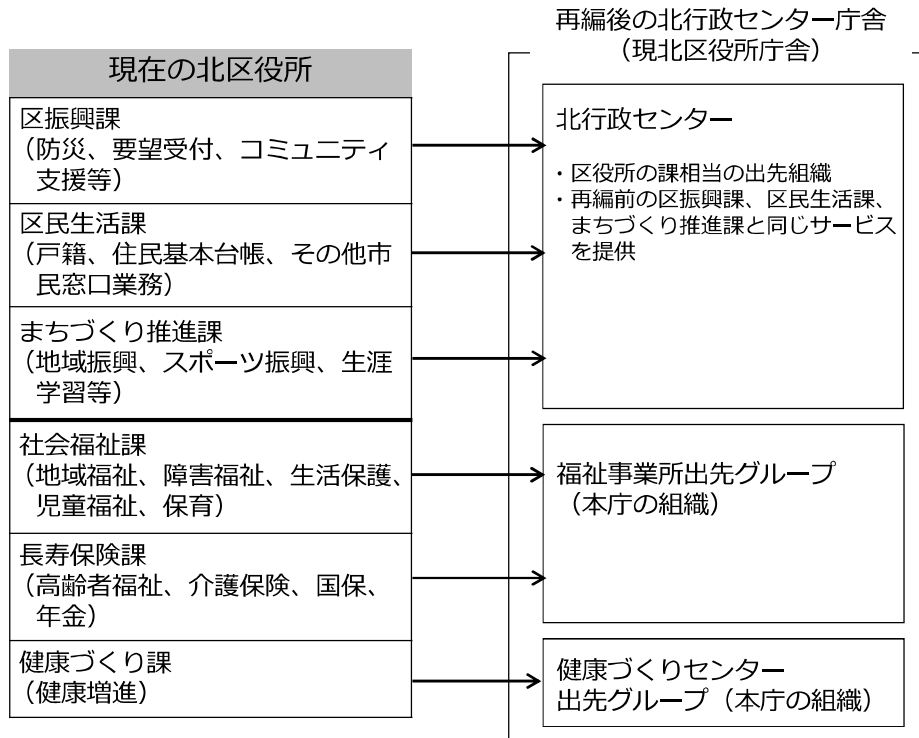
➤ 西区



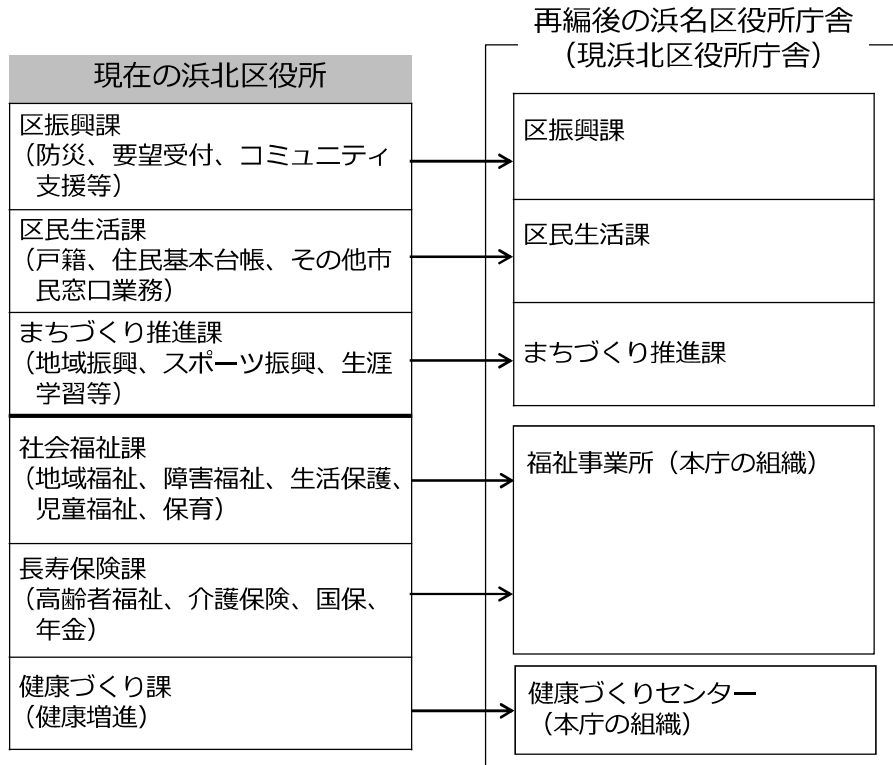
➤ 南区



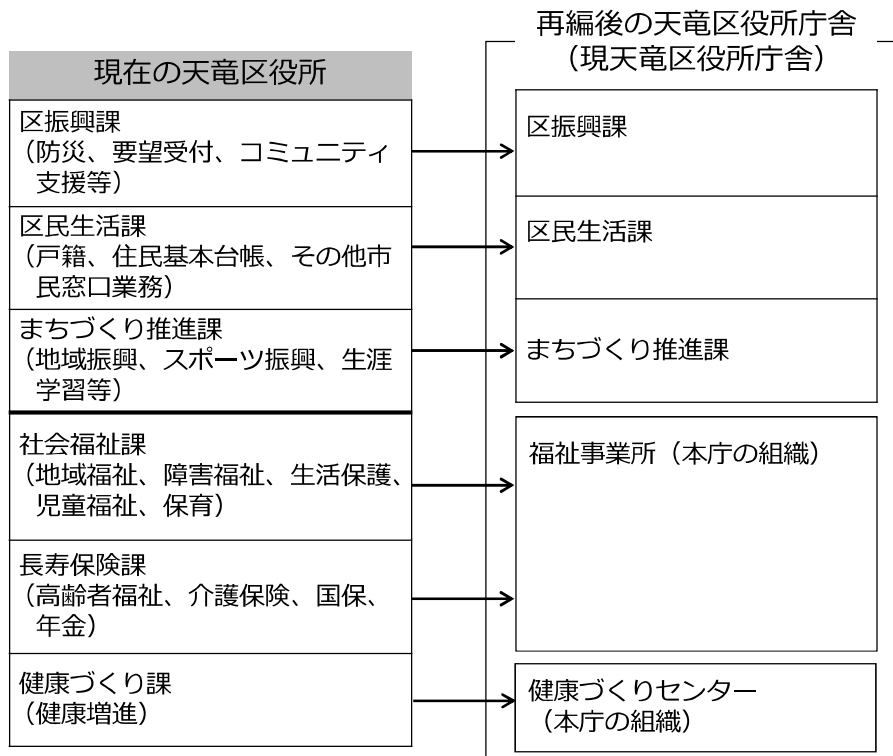
➤ 北区

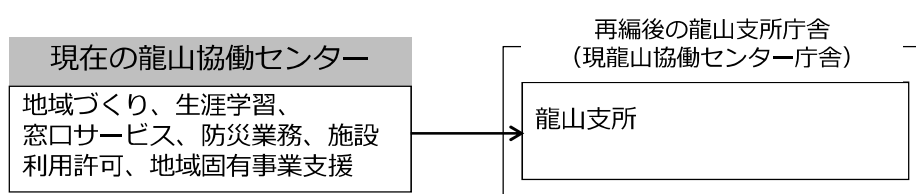
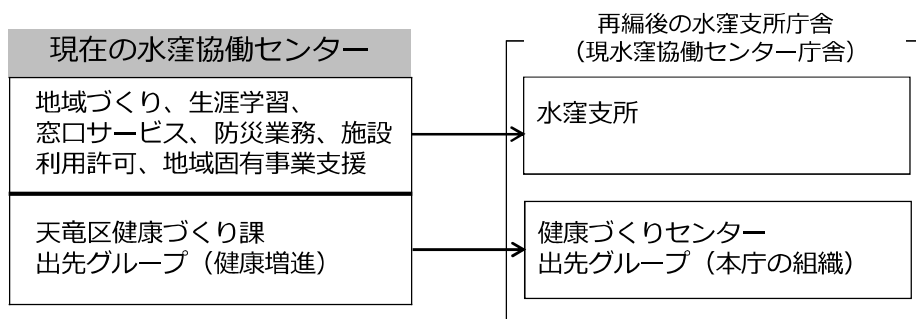
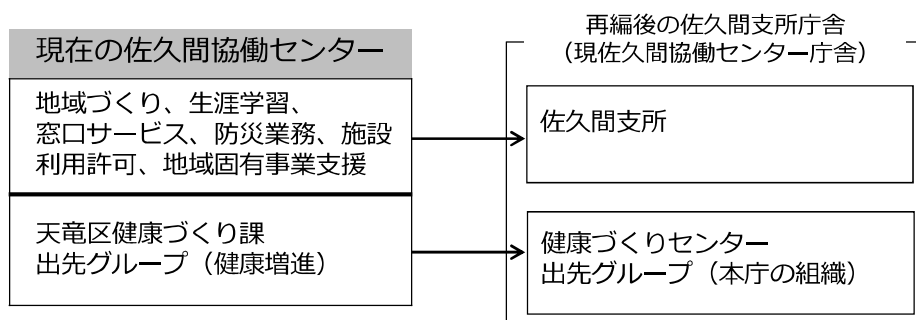
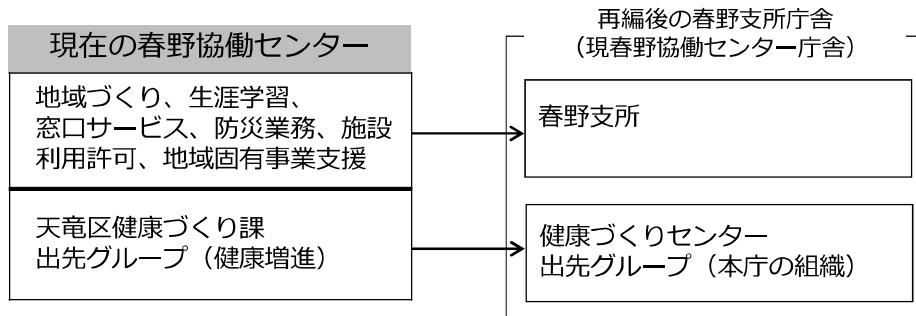


➤ 浜北区

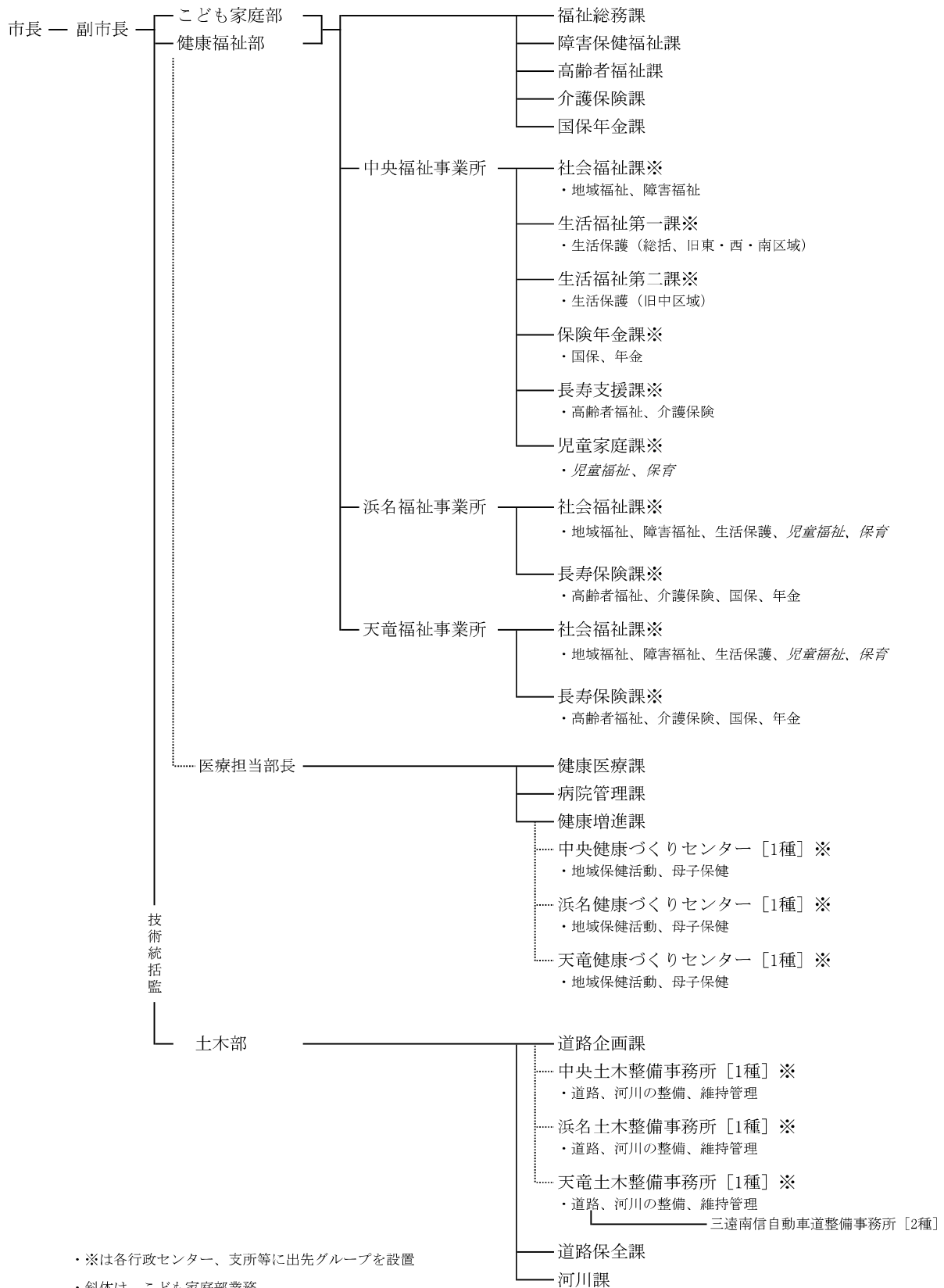


➤ 天竜区



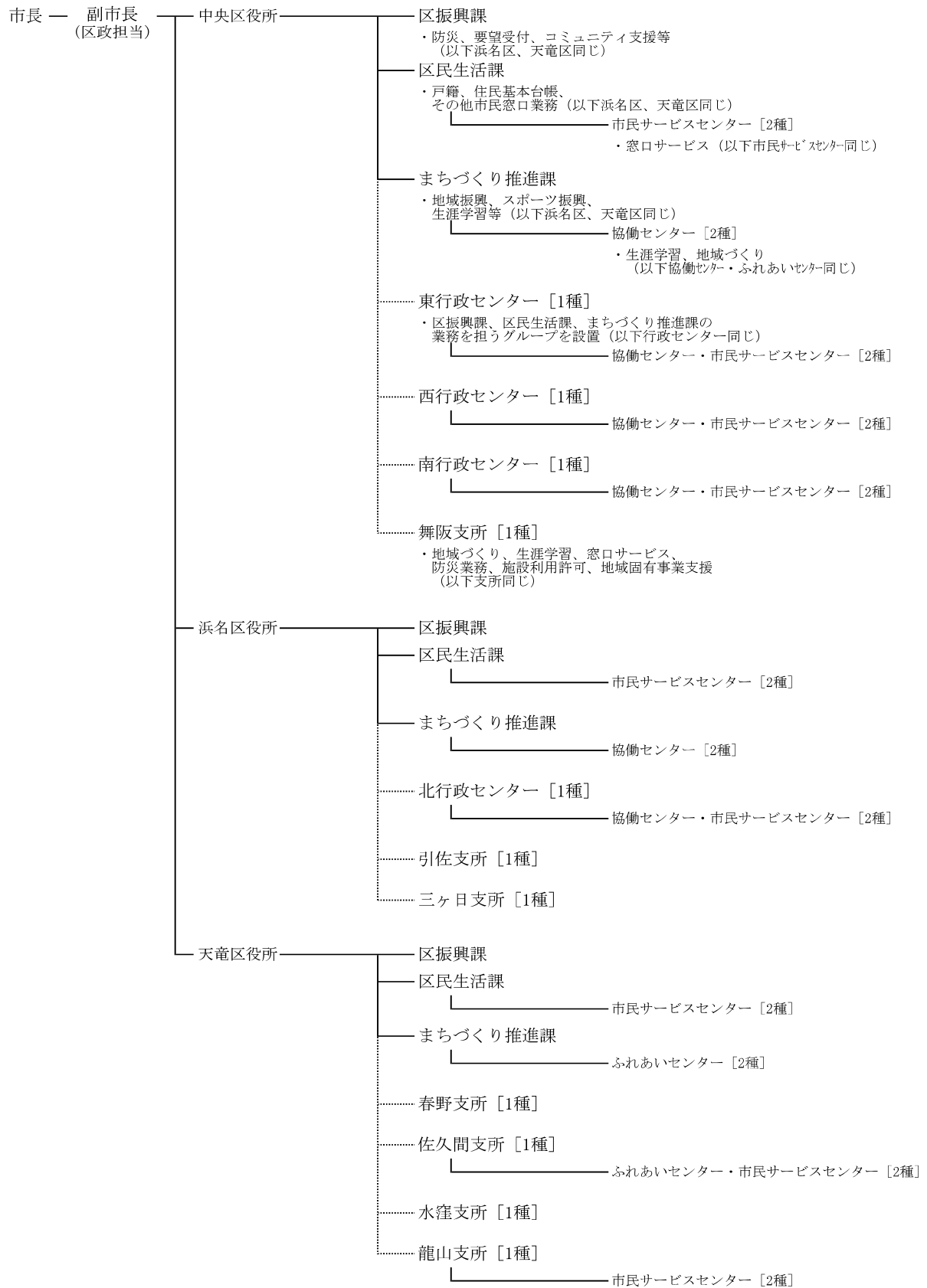


組織図【本庁（関係部局）】



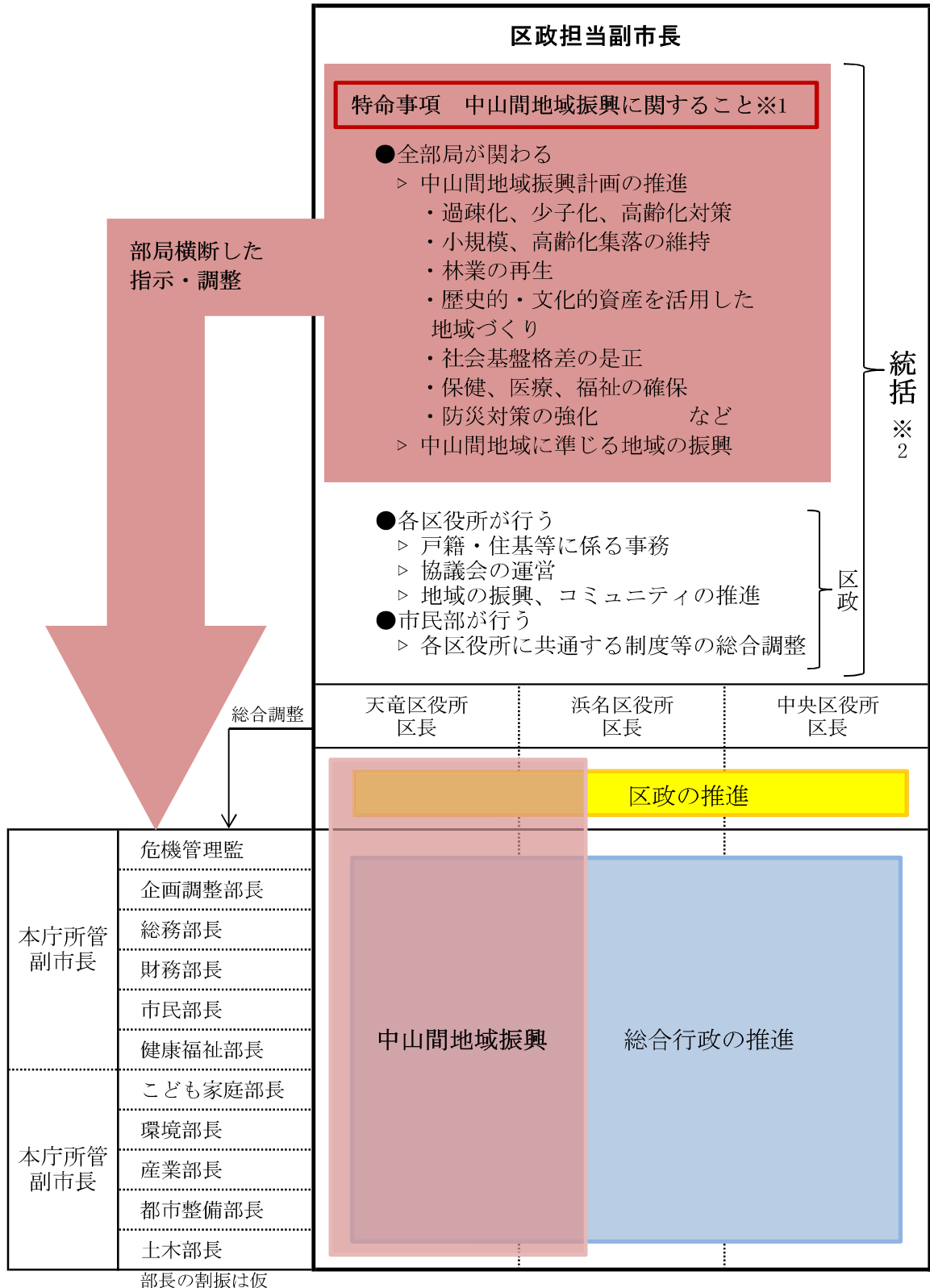
・※は各行政センター、支所等に出先グループを設置
 ・斜体は、こども家庭部業務

組織図【区役所】



区政担当副市長

- ・特命事項として、中山間地域振興に関することについて、部局横断した指示・調整を行う。あわせて、全域が中山間地域となる、天竜区に配置する。※1
- ・全ての区を統括することで、各区の共通課題や特性に応じた事業執行など、最適な区政運営を担う。※2



組織別職員数

1 区役所、福祉事業所、保健センター

R2.4.1現在							再編後							増減														
区分	区	課名	正規職員	再任用	会計年度	計	区分	区または部等	課名	正規職員	再任用	会計年度	計	正規職員	再任用	会計年度	計											
区役所組織	中区	区振興課	19	2	6	27	区役所組織	中央区	区振興課	25	5	10	40	再編後														
		区民生活課	45	3	75	123			中央区	区民生活課	56	5	94						155									
		まちづくり推進課	29	7	61	97			中央区	まちづくり推進課	32	8	68						108									
	東区	区振興課	14	5	6	25			東区	行政センター	30	9	45						84									
	東区	区民生活課	32	5	48	85			中央区	行政センター	37	13	45						95									
		区振興課	17	7	5	29				南区	舞阪支所	5	4						3	12								
		区民生活課	12	2	14	28					行政センター	29	8						42	79								
	まちづくり推進課	24	8	29	61	舞阪支所			5		4	3	12															
	西区	舞阪協働センター	5	4	3	12			中央区	行政センター	29	8	42						79									
		区振興課	13	2	8	23				小計	214	52	307						573	△ 27	1	7	△ 19					
		区民生活課	31	6	45	82				浜名区	行政センター	28	8						22	58								
	小計	241	51	300	592	北			引佐支所		10	4	3						17									
	北区	区振興課	17	3	3			23	引佐支所		10	1	6						17									
		区民生活課	14	0	17			31	区振興課		21	6	7						34									
		まちづくり推進課	20	7	14			41	区民生活課		12	2	19						33									
		引佐協働センター	10	4	3			17	まちづくり推進課		24	4	17						45									
	浜北区	三ヶ日協働センター	10	1	6			17	小計	105	25	74	204						△ 22	△ 1	△ 7	△ 30						
		区振興課	20	5	4	29		天竜区	区振興課	22	3	3	28															
		区民生活課	12	2	16	30			区民生活課	7	1	5	13															
		まちづくり推進課	24	4	18	46			まちづくり推進課	26	10	6	42															
	小計	127	26	81	234	春野支所			15	6	1	22																
	天竜区	区振興課	22	3	3	28			佐久間協働センター	20	9	2	31															
		区民生活課	7	1	5	13			水窪協働センター	13	3	3	19															
		まちづくり推進課	26	10	6	42		龍山協働センター	9	3	3	15																
		春野協働センター	15	6	1	22		小計	112	35	23	170	0						0	0	0							
		佐久間協働センター	20	9	2	31		計	480	112	404	996	△ 49						0	0	△ 49							
		水窪協働センター	13	3	3	19		本庁組織	中央区	社会福祉課	33	3	33						69									
	龍山協働センター	9	3	3	15	福祉事業所				生活福祉第一課	41	3	12						56									
	小計	112	35	23	170					浜名区	生活福祉第二課	42	1						6	49								
	計	480	112	404	996						天竜区	保険年金課	31						2	22	55							
	中区	社会福祉課	31	10	34							75	健康福祉部						長寿支援課	41	6	77	124					
		生活福祉課	48	1	12							61							福祉事業所	児童家庭課	31	10	26	67				
		長寿保険課	30	2	48							80								小計	219	25	176	420	△ 4	0	0	△ 4
		東区	社会福祉課	23	2							10								35	浜名区	社会福祉課	30	2	22	54		
		長寿保険課	17	2	20							39								長寿保険課		25	2	28	55			
		西区	社会福祉課	20	2						12	34								小計	55	4	50	109	△ 15	0	0	△ 15
	長寿保険課		14	3	14						31	天竜区	社会福祉課							15	2	7	24					
	南区	社会福祉課	25	2	10						37		長寿保険課						13	1	8	22						
		長寿保険課	15	1	16				32		小計	28	3						15	46	0	0	0	0				
	小計	223	25	176	424	計			302		32	241	575						△ 19	0	0	△ 19						
	北区	社会福祉課	19	1	9	29			健康福祉部(医療担当)	中央健康づくりセンター	84	2	29						115									
		長寿保険課	17	0	17	34				小計	84	2	29						115	△ 6	0	0	△ 6					
	浜北区	社会福祉課	19	1	13	33				福祉事業所	浜名健康づくりセンター	38	5						7	50								
		長寿保険課	15	2	11	28					小計	38	5						7	50	△ 7	0	0	△ 7				
	天竜区	社会福祉課	15	2	7	24					健康福祉部	天竜健康づくりセンター	22						0	5	27							
長寿保険課		13	1	8	22	小計	22					0	5	27	0	0	0	0										
小計	28	3	15	46	計	144	7					41	192	△ 13	0	0	△ 13											
計	321	32	241	594	小計	144	7					41	192	△ 13	0	0	△ 13											
中区	健康づくり課	33	0	14	47	計	157			7		41	205	△ 81	0	0	△ 81											
	健康づくり課	17	0	5	22	総計	958			151		686	1,795	△ 81	0	0	△ 81											
東区	健康づくり課	17	0	5	22	本庁組織	土木部	中央土木整備事務所		70	9	18	97															
	健康づくり課	22	2	2	26			福祉事業所		浜名土木整備事務所	51	10	8	69														
西区	健康づくり課	22	2	2	26				健康福祉部	天竜土木整備事務所	53	2	5	60														
	健康づくり課	18	0	8	26					計	174	21	31	226	0	0	0	0										
小計	90	2	29	121	小計					174	21	31	226	0	0	0	0											
南区	健康づくり課	18	0	8	26					計	174	21	31	226	0	0	0	0										
	健康づくり課	26	3	4	33					計	174	21	31	226	0	0	0	0										
北区	健康づくり課	26	3	4	33					計	174	21	31	226	0	0	0	0										
	健康づくり課	19	2	3	24					計	174	21	31	226	0	0	0	0										
小計	45	5	7	57	計					174	21	31	226	0	0	0	0											
天竜区	健康づくり課	22	0	5	27					計	174	21	31	226	0	0	0	0										
	健康づくり課	22	0	5	27					計	174	21	31	226	0	0	0	0										
小計	157	7	41	205	計		174			21	31	226	0	0	0	0												
計	157	7	41	205	計		174	21		31	226	0	0	0	0													

2 土木整備事務所

R2.4.1現在							再編後							増減								
区分	部	課名	正規職員	再任用	会計年度	計	区分	部	課名	正規職員	再任用	会計年度	計	正規職員	再任用	会計年度	計					
本庁組織	土木部	南土木整備事務所	58	6	15	79	本庁組織	土木部	中央土木整備事務所	70	9	18	97									
		北土木整備事務所	26	7	4	37			浜名土木整備事務所	51	10	8	69									
		東・浜北土木整備事務所	39	6	7	52			天竜土木整備事務所	53	2	5	60									
		天竜土木整備事務所	51	2	5	58			計	174	21	31	226						0	0	0	0
		計	174	21	31	226			計	174	21	31	226						0	0	0	0

別紙 5-2

庁舎別職員数
① 再編前：中区役所 再編後：中央区役所

区分	R2.4.1現在				再編後				増減							
	課名等	主な所掌事務	職員数		課名等	主な所掌事務	職員数		正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計	正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計
			正規職員	再任用職員			再任用職員	会計年度任用職員								
区役所	区振興課	・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援	19	2	27	25	5	10	40	6	3	4	13			
	区民生活課	・戸籍 ・住民基本台帳	42	1	60	53	3	79	135	11	2	19	32			
	まちづくり推進課	・地域振興 ・スポーツ・生涯学習	10	2	4	11	2	4	17	1	0	0	1			
	小計		71	5	70	89	10	93	192	18	5	23	46			
	社会福祉課	・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育	31	10	34	24	2	24	50	10	0	3	13			
	生活福祉課	・生活保護	48	1	12	9	0	5	14	3	0	△1	2			
	長寿保険課	・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金	30	2	48	19	2	33	54	3	0	1	4			
	小計		109	13	94	125	13	97	235	16	0	3	19			
	健康づくり課	・地域保健 ・母子保健	33	0	14	37	0	14	51	4	0	0	4			
	計		213	18	178	251	23	204	478	38	5	26	69			

※健康づくり課の中央保健福祉センター勤務職員分は区役所庁舎内職員としてカウント

庁舎外

本庁	南土木整備事務所	・道路河川の整備、維持管理	52	6	14	46	6	13	65	△6	0	△1	△7
本庁	中央土木整備事務所(北寺島)	・道路河川の整備、維持管理				4	1	1	6	4	1	1	6
本庁	中央土木整備事務所(東三方)	・道路河川の整備、維持管理				3	2	15	20	0	0	0	0
区役所	【区民生活課】市民サービスセンター	・窓口サービス	3	2	15	3	2	15	20	0	0	0	0
区役所	【まちづくり推進課】第2種協働センター	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス	19	5	57	21	6	64	91	2	1	7	10

※第2種協働センターの増は三方原協働センター分

庁舎別職員数

② 再編前:東区役所 再編後:東行政センター

		R2.4.1 現在				再編後				増減											
区分	課名等	主な所掌事務	職員数				区分	課名等	主な所掌事務	職員数											
			正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計				正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計	正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計				
区役所	区振興課	・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援	14	5	6	25	行政センター	行政センター	・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 ・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習	20	5	18	43	△16	△1	△9	△26				
	区民生活課	・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習	22	1	21	44				3	0	5	8	5	1	3	9	△4	0	△1	△5
	小計		36	6	27	69				11	1	13	13	8	2	17	27	△2	0	0	△2
	社会福祉課	・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育	23	2	10	35				7	0	3	10	34	4	29	67	△6	0	△1	△7
	長寿保険課	・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金	17	2	20	39				14	0	5	19	14	0	5	19	△3	0	0	△3
	小計		40	4	30	74				10	1	2	13	78	10	54	142	△23	△1	△11	△35
	健康づくり課	・地域保健 ・母子保健	17	0	5	22				中央健康づくりセンターG	中央健康づくりセンターG	・地域保健 ・母子保健	14	0	5	19	△3	0	0	0	△3
	東・浜北土木整備事務所G	・道路河川の整備、維持管理	8	1	3	12				中央土木整備事務所G	中央土木整備事務所G	・道路河川の整備、維持管理	10	1	2	13	2	0	△1	1	1
	計		101	11	65	177				計	計	計	78	10	54	142	△23	△1	△11	△35	

庁舎外

区役所	【区民生活課】第2種協働センター	10	4	27	41	行政センター	【行政センター】第2種協働センター	10	4	27	41	0	0	0	0	0	0
	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス						・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス										

庁舎別職員数

③ 再編前：西区役所 再編後：西行政センター

区分	R2.4.1 現在					再編後					増減					
	課名等	主な 所掌事務	職員数			課名等	主な 所掌事務	職員数			正規 職員	再任用 職員	会計年度 任用職員	計		
			正規 職員	再任用 職員	会計年度 任用職員			計	正規 職員	再任用 職員					会計年度 任用職員	計
区役所	区振興課	・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援	17	7	5	29	行政センター	<ul style="list-style-type: none"> ・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 ・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習 	26	6	20	52	△ 16	△ 4	△ 3	△ 23
	区民生活課	・戸籍 ・住民基本台帳	12	2	14	28			26	6	20	52	△ 16	△ 4	△ 3	△ 23
	まちづくり推進課	・地域振興 ・スポーツ・生涯学習	13	1	4	18			26	6	20	52	△ 16	△ 4	△ 3	△ 23
	小計		42	10	23	75			26	6	20	52	△ 16	△ 4	△ 3	△ 23
	社会福祉課	・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育	20	2	12	34			3	0	2	5	△ 5	0	△ 1	△ 6
	長寿保険課	・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金	14	3	14	31			8	1	3	12	△ 5	0	△ 1	△ 6
	小計		34	5	26	65			7	1	14	22	△ 2	0	0	△ 2
	健康づくり課	・地域保健 ・母子保健	22	2	2	26			5	2	0	7	△ 7	0	△ 1	△ 8
	南土木整備事務所G	・道路河川の整備、維持管理	6	0	1	7			19	2	2	23	△ 3	0	0	△ 3
	小計		104	17	52	173			27	5	25	57	△ 7	0	△ 1	△ 8
計		104	17	52	173	82	14	49	145	△ 22	△ 3	△ 3	△ 28			

庁舎外

【まちづくり推進課】第2種協働センター	11	7	25	43	【行政センター】第2種協働センター	11	7	25	43	0	0	0	0
・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス					・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス								

③ー1 再編前：舞阪協働センター 再編後：舞阪支所

		R2.4.1現在				再編後				増減				
区分	課名等	職員数				課名等	職員数				正規職員	再任用職員	職員数	
		正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計		正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計			正規職員	再任用職員
協働C	舞阪協働センター	5	4	3	12	舞阪支所	5	4	3	12	0	0	0	0
本庁出先G	農業水産課G・水産振興	2	1	0	3	農業水産課G	2	1	0	3	0	0	0	0
	計	7	5	3	15	計	7	5	3	15	0	0	0	0

庁舎別職員数

④ 再編前:南区役所 再編後:南行政センター

		R2.4.1 現在				再編後				増減									
区分	課名等	主な所掌事務	職員数				区分	課名等	主な所掌事務	職員数									
			正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計				正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計	正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計		
区役所	区振興課	・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 ・戸籍	13	2	8	23	行政センター	行政センター	・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援 ・戸籍	16	4	17	37	0	△ 11	△ 26			
	区民生活課	・住民基本台帳 ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習	18	2	20	40			・住民基本台帳 ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習	16	4	17	37				0	△ 11	△ 26
	小計		31	4	28	63			小計	16	4	17	37				0	△ 11	△ 26
	社会福祉課	社会福祉課	・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育	25	2	10	37	中央福祉事業所G	社会福祉課G 児童家庭課G 生活福祉第一課G 長寿支援課G 保険年金課G	・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育	3	1	2	6					
										・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金	5	0	4	9	△ 4	0	△ 1	△ 5	
											13	1	3	17					
											7	1	13	21					
											5	0	3	8					
	小計		40	3	26	69	小計	33	3	25	61	0	△ 7	△ 1	△ 8				
	健康づくり課	健康づくり課	・地域保健 ・母子保健	18	0	8	26	中央健康づくりセンターG	・地域保健 ・母子保健	14	0	8	22	△ 4	0	0	△ 4		
計	計		89	7	62	158	計	63	7	50	120	△ 26	0	△ 12	△ 38				

庁舎外

区役所	【区民生活課】 市民サービスセンター	・窓口サービス	2	0	6	8	行政センター	【行政センター】 市民サービスセンター 【行政センター】 第2種協働センター	・窓口サービス	2	0	6	8	0	0	0
	【区民生活課】 第2種協働センター	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス	11	4	19	34			・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス	11	4	19	34	0	0	0

庁舎別職員数

⑤ 再編前：北区役所 再編後：北行政センター

R2.4.1現在																	
区分	課名等	主な所掌事務	職員数				計	再編後				増減					
			正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計		正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計	正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計		
区役所	区振興課	・防災 ・要望受付 ・ミニエテ支援	17	3	3	23	行政センター	行政センター	・防災 ・要望受付 ・ミニエテ支援 ・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興 ・スポーツ・生涯学習	25	7	15	47	△1	△1	△5	△27
	区民生活課	・戸籍 ・住民基本台帳	13	0	14	27				25	7	15	47	△1	△1	△5	△27
	まちづくり推進課	・地域振興 ・スポーツ・生涯学習	16	5	3	24				25	7	15	47	△1	△1	△5	△27
	小計		46	8	20	74				25	7	15	47	△1	△1	△5	△27
	社会福祉課	・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育	19	1	9	29				9	1	7	17	△10	0	△2	△12
	長寿保険課	・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金	17	0	17	34				10	1	16	27	△7	1	△1	△7
小計		36	1	26	63	19	2	23	44	△17	1	△3	△19				
本庁出先G	健康づくり課	・地域保健 ・母子保健	14	1	2	17	本庁出先G	浜名健康づくりセンターG	・地域保健 ・母子保健	10	1	2	13	△4	0	0	△4
	資産税課G	・固定資産税	7	3	3	13				7	3	3	13	0	0	0	0
	農業振興課G	・農業振興	5	1	1	7				5	1	1	7	0	0	0	0
	農地利用課G	・農地関係	5	0	2	7				5	0	2	7	0	0	0	0
	北土木整備事務所G	・道路河川の整備、維持管理	7	3	3	13				30	6	4	40	23	3	1	27
	小計		120	17	57	194				101	20	50	171	△19	3	△7	△23
計							計										

庁舎外

本庁	北土木整備事務所(東三方)	・道路河川の整備、維持管理	19	4	1	24	行政センター	【行政センター】市民サービスセンター	・窓口サービス	0	0	0	0	0	0	0	0
	【区民生活課】市民サービスセンター	・窓口サービス	1	0	3	4				1	0	3	4	0	0	0	0
	【まちづくり推進課】第2種協働センター	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス	4	2	11	17				2	1	4	7	△2	△1	△7	△10

※第2種協働センターの減は三方原協働センター分

⑤-1 再編前:引佐協働センター 再編後:引佐支所

R2.4.1現在												
区分	課名等	主な 所掌事務	職員数			区分	課名等	主な 所掌事務	職員数			
			正規 職員	再任用 職員	会計年度 任用職員				計	正規 職員	再任用 職員	会計年度 任用職員
協働 C	引佐協働セ ンター	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事 業支援 ・林道維持管理 ・中山間地域振 興	10	4	3	17	支所	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事 業支援 ・林道維持管理 ・中山間地域振 興	10	4	3	17
本庁 出先 G	文化財課G	・埋蔵文化財	3	1	8	12	文化財課G	・埋蔵文化財	3	1	8	12
区 役所	健康づくり課G	・地域保健 ・母子保健	12	2	2	16	浜名健康づくりセン ターG	・地域保健 ・母子保健	9	2	2	13
	計		25	7	13	45	計		22	7	13	42
									△3	0	0	△3
									△3	0	0	△3

⑤-2 再編前:三ヶ日協働センター 再編後:三ヶ日支所

R2.4.1現在												
区分	課名等	主な 所掌事務	職員数			区分	課名等	主な 所掌事務	職員数			
			正規 職員	再任用 職員	会計年度 任用職員				計	正規 職員	再任用 職員	会計年度 任用職員
協働 C	三ヶ日協働 センター	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事 業支援	10	1	6	17	支所	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事 業支援	10	1	6	17
							浜名土木整備事務 所G	・道路河川の 整備、維持管 理	4	0	0	4
	計		10	1	6	17	計		14	1	6	21
									4	0	0	4
									4	0	0	4

庁舎別職員数

⑥ 再編前：浜北区役所 再編後：浜名区役所

		R2.4.1 現在				再編後				増減						
区分	課名等	主な所掌事務	職員数			区分	課名等	主な所掌事務	職員数			正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計	
			正規職員	再任用職員	会計年度任用職員				計	正規職員	再任用職員					会計年度任用職員
区役所	区振興課	・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援	20	5	4	29	区振興課	・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援	21	6	7	34	1	1	3	5
	区民生活課	・戸籍 ・住民基本台帳	12	2	16	30	区民生活課	・戸籍 ・住民基本台帳	12	2	19	33	0	0	3	3
	まちづくり推進課	・地域振興 ・スポーツ・生涯学習	16	2	6	24	まちづくり推進課	・地域振興 ・スポーツ・生涯学習	16	2	5	23	0	0	△1	△1
	小計		48	9	26	83	小計		49	10	31	90	1	1	5	7
	社会福祉課	・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育	19	1	13	33	浜名福祉課	・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育	21	1	15	37	2	0	2	4
	長寿保険課	・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金	15	2	11	28	長寿保険課	・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金	15	1	12	28	0	△1	1	0
	小計		34	3	24	61	小計		36	2	27	65	2	△1	3	4
	健康づくり課	・地域保健 ・母子保健	19	2	3	24	浜名健康づくりセンター	・地域保健 ・母子保健	19	2	3	24	0	0	0	0
	保健所 浜北支所	・医事業務 ・感染症対策 ・生活衛生	13	1	2	16	保健所 浜北支所	・医事業務 ・感染症対策 ・生活衛生	13	1	2	16	0	0	0	0
	北部都市整備 事務所	・都市計画 ・建築	10	1	3	14	北部都市整備事務所	・都市計画 ・建築	10	1	3	14	0	0	0	0
東・浜北土木 整備事務所	・道路河川の整備 ・維持管理	31	5	4	40	浜名土木整備事務所G	・道路河川の整備 ・維持管理	17	4	4	25	△14	△1	0	△15	
北部住宅管理 事務所	・市営住宅	2	1	1	4	北部住宅管理事務所	・市営住宅	2	1	1	4	0	0	0	0	
農業振興課G	・農業振興	2	0	1	3	農業振興課G	・農業振興	2	0	1	3	0	0	0	0	
農地利用課G	・農地関係	5	2	0	7	農地利用課G	・農地関係	5	2	0	7	0	0	0	0	
計		164	24	64	252	計		153	23	72	248	△11	△1	8	△4	
庁舎外																
区役所	【まちづくり推進課】第2種協働センター	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス	8	2	12	22	【まちづくり推進課】第2種協働センター	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス	8	2	12	22	0	0	0	0

庁舎別職員数

⑦ 再編前:天竜区役所 再編後:天竜区役所

		R2.4.1現在				再編後				増減					
区分	課名等	主な所掌事務	職員数			区分	課名等	主な所掌事務	職員数			正規職員	再任用職員	会計年度任用職員	計
			正規職員	再任用職員	会計年度任用職員				計	正規職員	再任用職員				
	区振興課	・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援	22	3	3	28	区振興課	・防災 ・要望受付 ・コミュニティ支援	22	3	3	28	0	0	0
	区民生活課	・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興	7	1	3	11	区民生活課	・戸籍 ・住民基本台帳 ・地域振興	7	1	3	11	0	0	0
	まちづくり推進課	・スポーツ・生涯学習	19	1	3	23	まちづくり推進課	・スポーツ・生涯学習	19	1	3	23	0	0	0
	小計		48	5	9	62	小計		48	5	9	62	0	0	0
区役所	社会福祉課	・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育	15	2	7	24	社会福祉課	・地域福祉 ・障害福祉 ・児童福祉 ・保育	15	2	7	24	0	0	0
	長寿保険課	・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金	13	1	8	22	長寿保険課	・高齢者福祉 ・介護保険 ・国保年金	13	1	8	22	0	0	0
	小計		28	3	15	46	小計		28	3	15	46	0	0	0
本庁	健康づくり課	・地域保健 ・母子保健	16	0	3	19	健康づくり課	・地域保健 ・母子保健	16	0	3	19	0	0	0
本庁	天竜土木整備事務所	・道路河川の整備、維持管理	34	2	5	41	天竜土木整備事務所	・道路河川の整備、維持管理	33	2	5	40	△1	0	△1
本庁	資産税課G	・固定資産税	4	1	2	7	資産税課G	・固定資産税	4	1	2	7	0	0	0
本庁	農業振興課G	・農業振興	2	1	0	3	農業振興課G	・農業振興	2	1	0	3	0	0	0
先G	天竜森林事務所	・森林の整備、治山 ・林業振興	8	2	1	11	天竜森林事務所	・森林の整備、治山 ・林業振興	8	2	1	11	0	0	0
	計		140	14	35	189	計		139	14	35	188	△1	0	△1

※庁舎内の組織には上下水道部を除く

庁舎外

区役所	【区民生活課】市民サービスセンター	・窓口サービス	0	0	2	2	【区民生活課】市民サービスセンター	・窓口サービス	0	0	2	2	0	0	0
区役所	【まちづくり推進課】第2種協働センター・ふれあいセンター	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス	7	9	3	19	【まちづくり推進課】ふれあいセンター	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス	7	9	3	19	0	0	0

⑦-1 再編前:春野協働センター 再編後:春野支所

R2.4.1現在				再編後				増減						
区分	課名等	主な 所掌事務	職員数			課名等	主な 所掌事務	職員数			正規 職員	再任用 職員	再任用 職員	計
			正規 職員	再任用 職員	合計			正規 職員	再任用 職員	合計				
協働 C	春野協働 センター	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業 支援 ・林道維持管理 ・中山間地域振興	15	6	1	22	地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業 支援 ・林道維持管理 ・中山間地域振興	15	6	1	22	0	0	0
区 役 所 G	健康づくり課出 先G	・地域保健 ・母子保健	2	0	2	4	天竜健康づくりセ ンターG	2	0	2	4	0	0	0
本 庁 出 先 G	天竜土木整備 事務所G	・道路河川の整 備、維持管理	3	0	0	3	天竜土木整備事務 所G	4	0	0	4	1	0	1
	計		20	6	3	29	計	21	6	3	30	1	0	1

⑦-2 再編前:佐久間協働センター 再編後:佐久間支所

R2.4.1現在				再編後				増減						
区分	課名等	主な 所掌事務	職員数			課名等	主な 所掌事務	職員数			正規 職員	再任用 職員	再任用 職員	計
			正規 職員	再任用 職員	合計			正規 職員	再任用 職員	合計				
協働 C	佐久間協 働センター	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業 支援 ・林道維持管理 ・中山間地域振興	17	3	2	22	地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス ・防災 ・地域固有事業 支援 ・林道維持管理 ・中山間地域振興	17	3	2	22	0	0	0
区 役 所 G	健康づくり課 出先G	・地域保健 ・母子保健	2	0	0	2	天竜健康づくりセ ンターG	2	0	0	2	0	0	0
本 庁 出 先 G	天竜土木整 備事務所G	・道路河川の整 備、維持管理	3	0	0	3	天竜土木整備事 務所G	4	0	0	4	1	0	1
	計		22	3	2	27	計	23	3	2	28	1	0	1
庁 舎 外	【佐久間協働セ ンター】 ふれあいセン ター	・地域づくり ・生涯学習 ・窓口サービス	3	6	0	9	【佐久間支所】 ふれあいセンタ－	3	6	0	9	0	0	0

⑦-3 再編前：水窪協働センター 再編後：水窪支所

R2.4.1現在				再編後				増減						
区分	課名等	主な 所掌事務	職員数			課名等	主な 所掌事務	職員数			計			
			正規 職員	再任用 職員	会計年度 任用職員			正規 職員	再任用 職員	会計年度 任用職員		正規 職員	再任用 職員	会計年度 任用職員
協働 C	水窪協働 センター	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり 生涯学習 窓口サービス 防災 地域固有事業 支援 林道維持管理 中山間地域振興 	13	3	3	19	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり 生涯学習 窓口サービス 防災 地域固有事業 支援 林道維持管理 中山間地域振興 	13	3	3	19	0	0	0
区 役 所 G	健康づくり課 出先G	<ul style="list-style-type: none"> 地域保健 母子保健 	2	0	0	2	<ul style="list-style-type: none"> 地域保健 母子保健 	2	0	0	2	0	0	0
本 庁 出 先 G	天童土木整 備事務所G	<ul style="list-style-type: none"> 道路河川の整 備、維持管理 	3	0	0	3	<ul style="list-style-type: none"> 道路河川の整 備、維持管理 	4	0	0	4	1	0	0
出 先 G	三遠南信自 動車道整備 事務所	<ul style="list-style-type: none"> 三遠南信自動 車道整備 	8	0	0	8	<ul style="list-style-type: none"> 三遠南信自動 車道整備 	8	0	0	8	0	0	0
	計		26	3	3	32	計	27	3	3	33	1	0	0

⑦-4 再編前：龍山協働センター 再編後：龍山支所

R2.4.1現在				再編後				増減						
区分	課名等	主な 所掌事務	職員数			課名等	主な 所掌事務	職員数			計			
			正規 職員	再任用 職員	会計年度 任用職員			正規 職員	再任用 職員	会計年度 任用職員		正規 職員	再任用 職員	会計年度 任用職員
協働 C	龍山協働 センター	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり 生涯学習 窓口サービス 防災 地域固有事業 支援 林道維持管理 中山間地域振興 	9	3	3	15	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり 生涯学習 窓口サービス 防災 地域固有事業 支援 林道維持管理 中山間地域振興 	9	3	3	15	0	0	0
	計		9	3	3	15	計	9	3	3	15	0	0	0

主要市民サービス一覧

◎：居住または土地が所在する地域のみで取扱うサービス（現行と同じ）

○：居住地域に関係なくどこの窓口でも取扱うサービス（現行と同じ）

－：一部の窓口で取扱うサービス（現行と同じ）

分野	サービス内容	庁舎	中央区				浜名区		天竜区
			中央区役所	東行政センター	西行政センター	南行政センター	浜名区役所	北行政センター	天竜区役所
戸籍	戸籍関係証明書の交付申請		○	○	○	○	○	○	○
	戸籍に関する届出 (出生、死亡、婚姻、離婚、転籍等)		○	○	○	○	○	○	○
住民票	住民票の写しなどの交付申請		○	○	○	○	○	○	○
	住民票の異動 (転入、転出、転居)		○	○	○	○	○	○	○
外国人申請	特別永住者証明書申請		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
印鑑登録	印鑑登録の申請		○	○	○	○	○	○	○
	印鑑登録証明書の交付申請		○	○	○	○	○	○	○
マイナンバーカード	マイナンバーカードの受領		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	その他マイナンバーカード届出		○	○	○	○	○	○	○
旅券 (パスポート)	一般旅券発給申請		○	－	－	－	○	○	－
市税	税証明書の交付申請		○	○	○	○	○	○	○
	原付等ナンバーの交付・返納		○	○	○	○	○	○	○
	個人市民税の申告		各区・行政センター指定場所以で実施						
	個人市民税の申告 (所得がない場合の申告)		○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険	国民健康保険への加入・脱退の届出		○	○	○	○	○	○	○
	高額療養費等の支給申請		○	○	○	○	○	○	○
国民年金	国民年金の資格の取得・喪失などの届出		○	○	○	○	○	○	○
	国民年金の相談		○	○	○	○	○	○	○
後期高齢者医療	後期高齢者医療の受給資格取得・喪失などの届出		○	○	○	○	○	○	○
	高額医療費の支給申請		○	○	○	○	○	○	○
介護保険	介護保険(要介護認定・要支援認定)の申請		○	○	○	○	○	○	○
高齢者福祉	高齢者福祉に関する相談		○	○	○	○	○	○	○

主要市民サービス一覧

◎：居住または土地が所在する地域のみで取扱うサービス（現行と同じ）

○：居住地域に関係なくどこの窓口でも取扱うサービス（現行と同じ）

－：一部の窓口で取扱うサービス（現行と同じ）

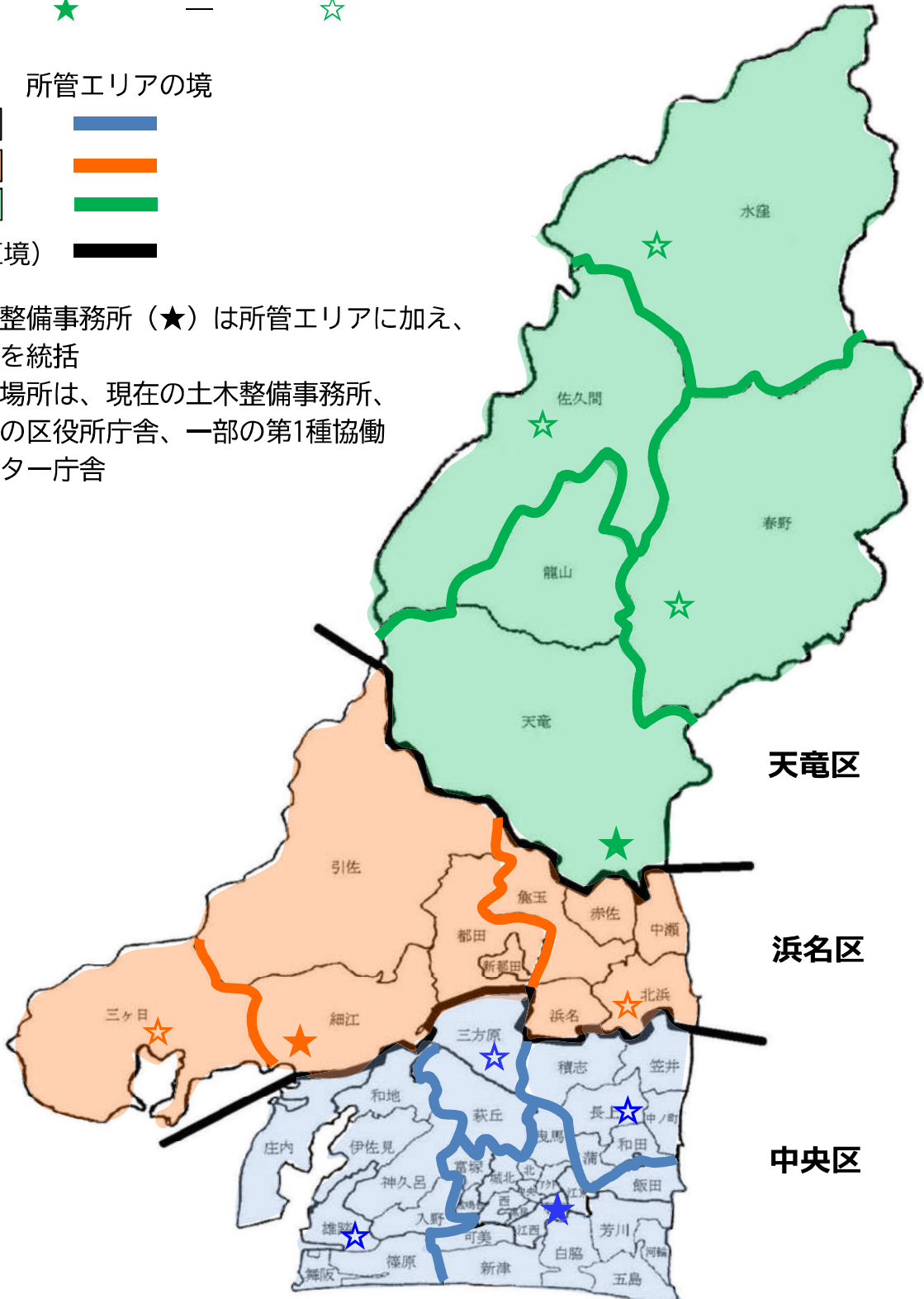
分野	サービス内容	中央区				浜名区		天竜区
		庁舎 中央区役所	東行政 センター	西行政 センター	南行政 センター	浜名区役所	北行政 センター	天竜区役所
障害者福祉	障がいのある方の相談	○	○	○	○	○	○	○
	障害者手帳の交付申請	○	○	○	○	○	○	○
	障害福祉サービスに関する申請・相談	○	○	○	○	○	○	○
子育て・教育	母子健康手帳の交付申請	○	○	○	○	○	○	○
	児童手当の申請	○	○	○	○	○	○	○
	乳幼児医療費受給者証の交付申請	○	○	○	○	○	○	○
	乳幼児・幼児健康診査	○	○	○	○	○	○	○
	保育所入所申請	郵送受付のみ						
	幼稚園入園申込	各幼稚園で実施						
	転・入学手続き(在学証明の届出)	新旧学校へ届出						
	転・入学手続き(転入学通知の受領)	○	○	○	○	○	○	○
防災	自主防災組織の指導、育成	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
自治会	防犯灯に関する補助金の申請	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域づくり	地域力向上事業の補助金の申請	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ごみ	ごみの出し方の相談	清掃・環境事業所で実施						
	連絡ごみの申込	連絡ごみ受付センターで実施						
市民相談	民事、交通事故、法律相談の受付及び簡易相談	○	○	○	○	○	○	○
	民事、交通事故、法律相談	市民生活課らしのセンターで実施				○ 定例相談 日に実施	○ 定例相談 日に実施	○ 定例相談 日に実施
産業	臨時運行許可業務	○	○	○	○	○	○	○
道路・河川	道路・河川の占用等の許可申請	中央土 木整備 事務所 で実施	◎	◎	中央土 木整備 事務所 で実施	◎	◎	◎
	道路・河川の整備、修繕及び除草等の要望		◎	◎		◎	◎	◎
公園	公園の占用等の許可申請	公園管理事務所で実施						
住宅	市営住宅の窓口案内、申込受付、一連の入居手続き	指定管理者で実施						

土木整備事務所の配置及び所管エリア

【 凡例 】

土木整備事業所(3) — 出先グループ(8)			
中央区	★	—	☆
浜名区	★	—	☆
天竜区	★	—	☆
所管エリアの境			
中央区	■		
浜名区	■		
天竜区	■		
くざかい 区界(区境)	■		

※土木整備事務所(★)は所管エリアに加え、区内を統括
 ※配置場所は、現在の土木整備事務所、一部の区役所庁舎、一部の第1種協働センター庁舎



土木整備事務所・出先グループの担当業務

◎：再編後、現在の庁舎で追加して担当する業務

○：現在の庁舎で担当している業務で、再編後も担当する業務

区分		管理		工事					
土木整備事務所 ・出先グループ	位置 (現在の庁舎)	地域要望 ・相談	許認可	小破修繕	小額工事 ※1 (2,500千円 以下)	地域要望事業			施策事業 ※2
						2,500千円超 25,000千円 以下 用地なし	2,500千円超 25,000千円 以下 用地あり	25,000千円 超	
中央土木整備事務所	南土木整備事務所	○	○	○	○	○	○	○	○
出先G(東)	東区役所	○	○	○	○	◎			
出先G(三方原)	北土木整備事務所	○	◎	○	○	○			
出先G(西)	西区役所	○	◎	○	○	◎			
浜名土木整備事務所	北区役所	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎
出先G(三ヶ日)	三ヶ日協働センター	◎	◎	◎	◎	◎			
出先G(浜北)	浜北区役所	○	○	○	○	○	○	○	○
天竜土木整備事務所	天竜区役所	○	○	○	○	○	○	○	○
出先G(春野)	春野協働センター	○	◎	○	○	◎			
出先G(佐久間)	佐久間協働センター	○	◎	○	○	◎			
出先G(水窪)	水窪協働センター	○	◎	○	○	◎			

※1「小額工事」とは、設計金額2,500千円以下の工事であって、詳細な設計を省略しても適正な履行が確保できるものについて、随意契約により施行する工事をいう。(調達課要領「特殊施行工事事務取扱について」)

※2「施策事業」とは、浜松市総合計画をはじめとする関連計画や社会情勢等を踏まえ、目指す社会の実現に資する土木部が行う主要な事業をいう。

【土木整備事務所の主な業務】

- ・行政区エリアに係る地域要望のとりまとめ
 - ・ 〃 許認可申請に対する許可
 - ・ 〃 地域要望事業の実施（出先グループが実施するものを除く）
 - ・ 〃 施策事業
- ・所管エリアに係る地域要望の相談、受付
 - ・ 〃 許認可申請の相談、受付
 - ・ 〃 小破修繕、維持修繕、改良整備

【出先グループの主な業務】

- ・所管エリアに係る地域要望の相談、受付
 - ・ 〃 許認可申請の相談、受付
 - ・ 〃 小破修繕、維持修繕、改良整備
 - ・ 〃 地域要望事業の実施（事業が概ね25,000千円以下で、用地取得・補償が伴わないもの）
 - ・ 〃 施策事業（現在の浜北区に置く出先グループに限る）

福祉事業所、健康づくりセンターの配置及び所管エリア

【 凡例 】

福祉事業所(3) — 出先グループ(4)

中央区	▲	—	△
浜名区	▲	—	△
天竜区	▲	(福祉事業所が天竜区全域を所管)	

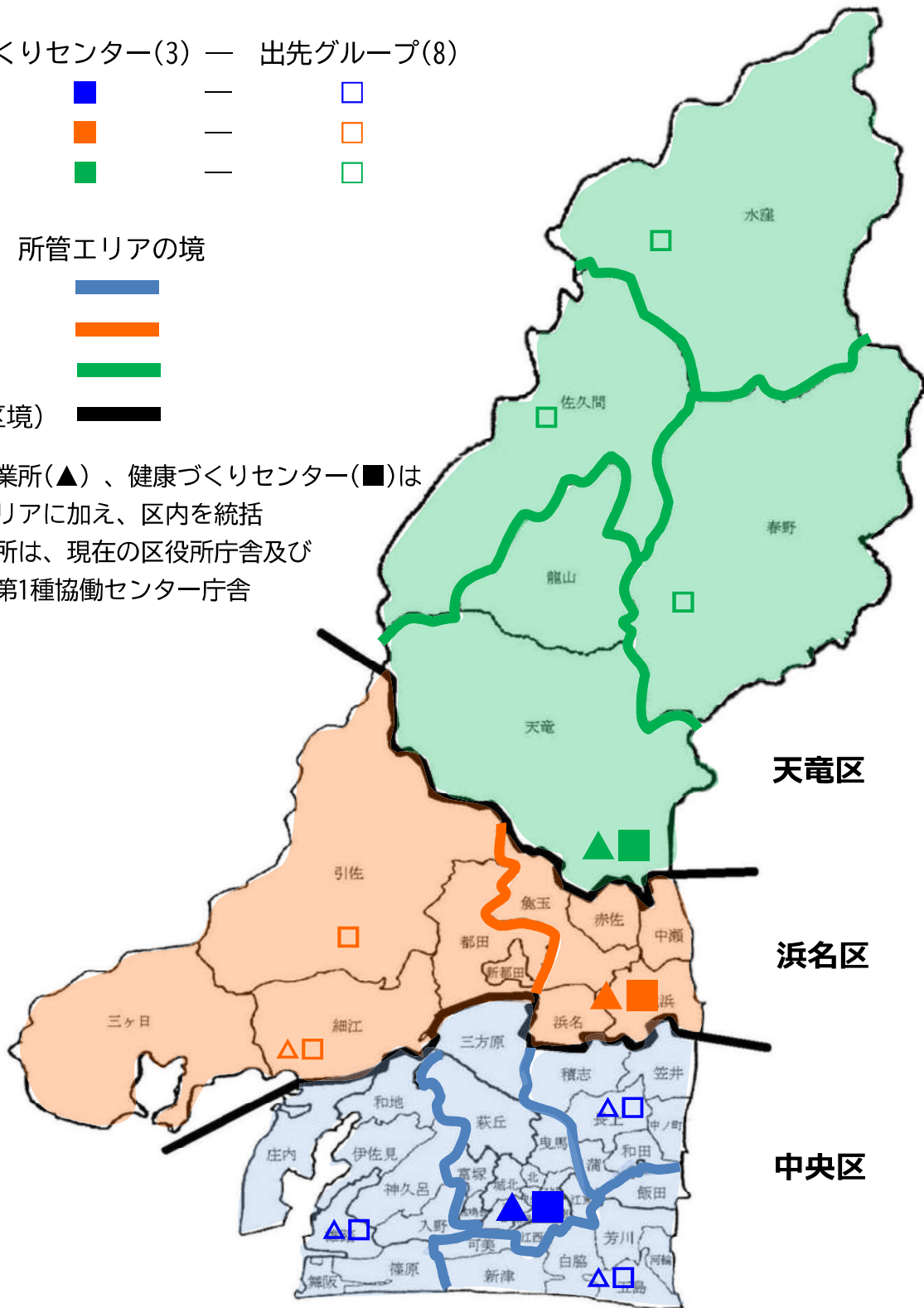
健康づくりセンター(3) — 出先グループ(8)

中央区	■	—	□
浜名区	■	—	□
天竜区	■	—	□

所管エリアの境

中央区	— (Blue)
浜名区	— (Orange)
天竜区	— (Green)
くざいかい 区界 (区境)	— (Black)

※福祉事業所(▲)、健康づくりセンター(■)は
所管エリアに加え、区内を統括
※配置場所は、現在の区役所庁舎及び
一部の第1種協働センター庁舎



災害対策本部（区本部、地域本部）の配置及び所管エリア

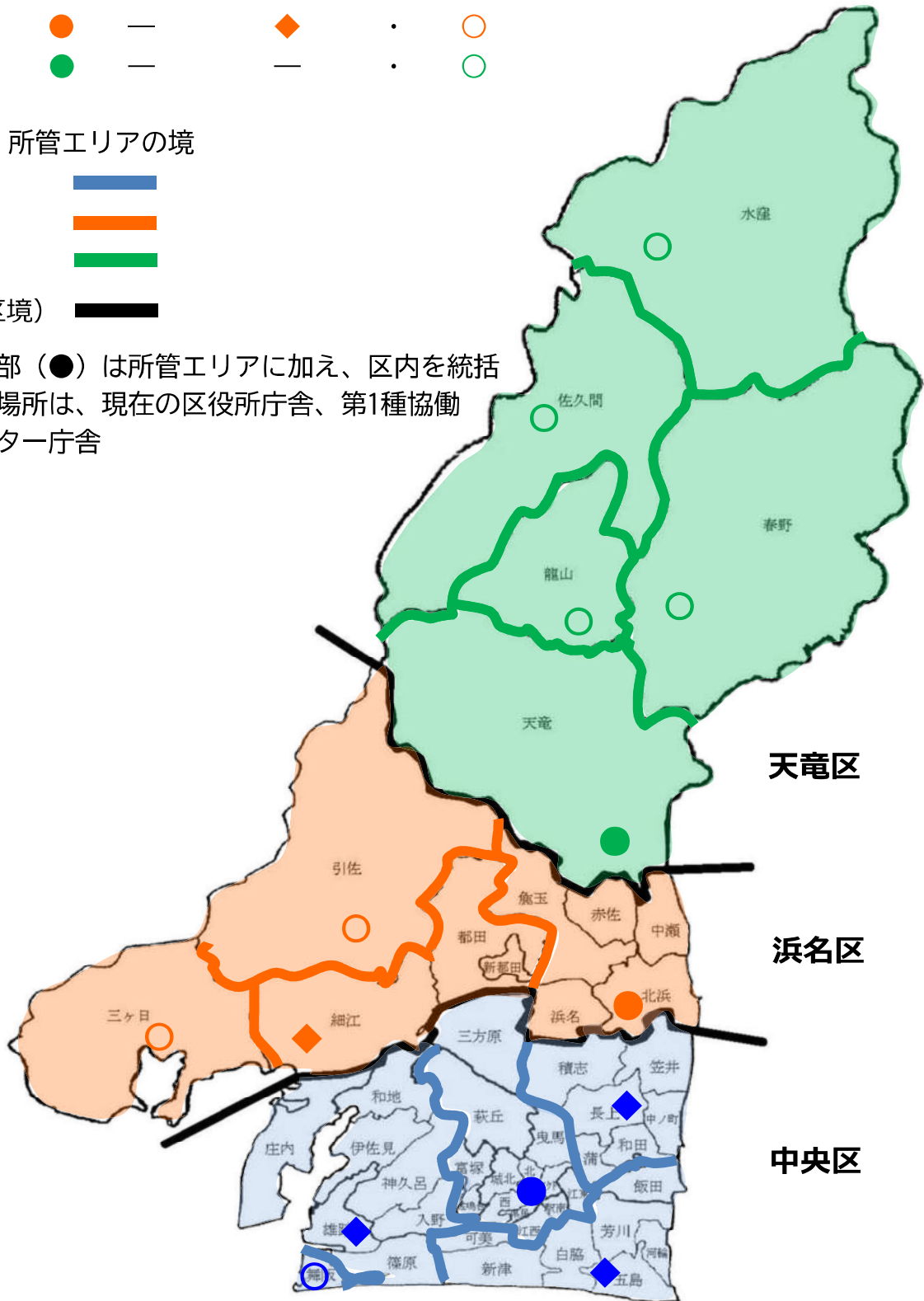
【 凡例 】

	区本部(3) (区役所)		地域本部(11) (行政センター④) ・ (支所⑦)
中央区	● —	◆	・ ○
浜名区	● —	◆	・ ○
天竜区	● —	—	・ ○

所管エリアの境

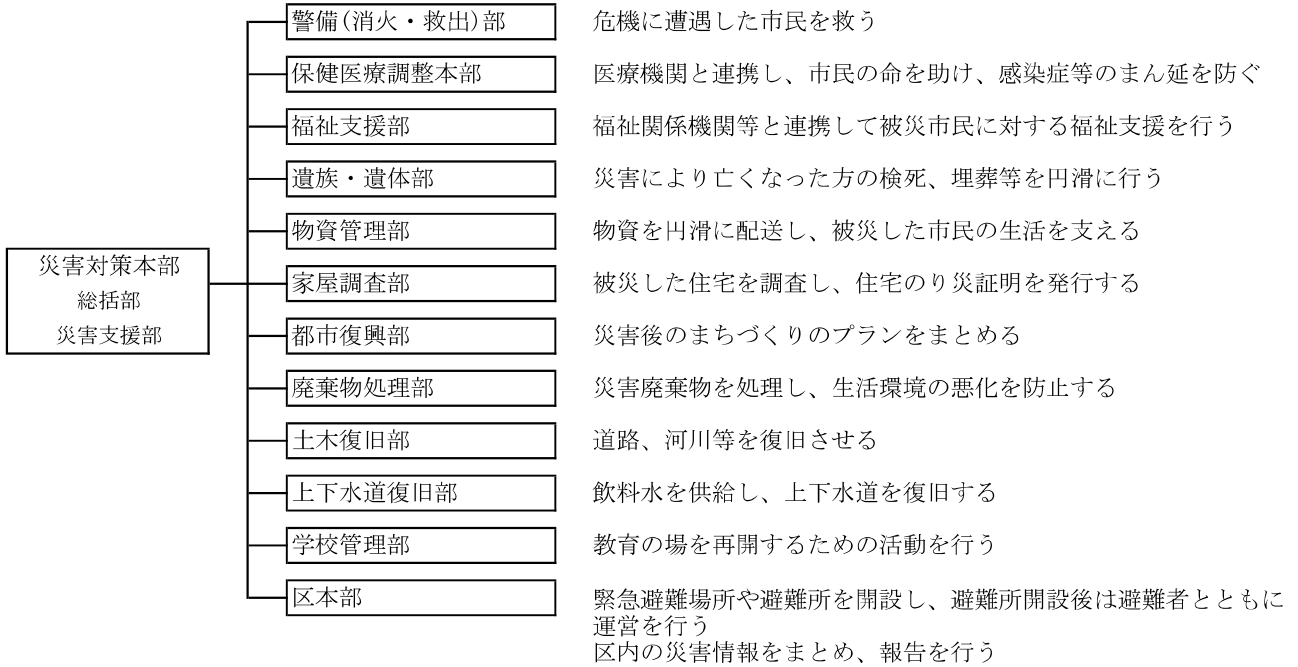
中央区	—
浜名区	—
天竜区	—
くざいかい 区界(区境)	—

※区本部（●）は所管エリアに加え、区内を統括
 ※配置場所は、現在の区役所庁舎、第1種協働センター庁舎



防災体制

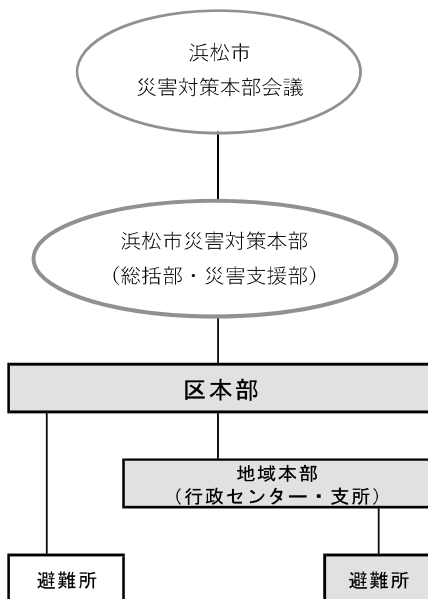
1 災害対策本部体制



2 防災、災害時の行政センターの役割

区役所と連携しエリア内の防災、災害対応を行う。

(連携のイメージ)



【区本部の例示事務】

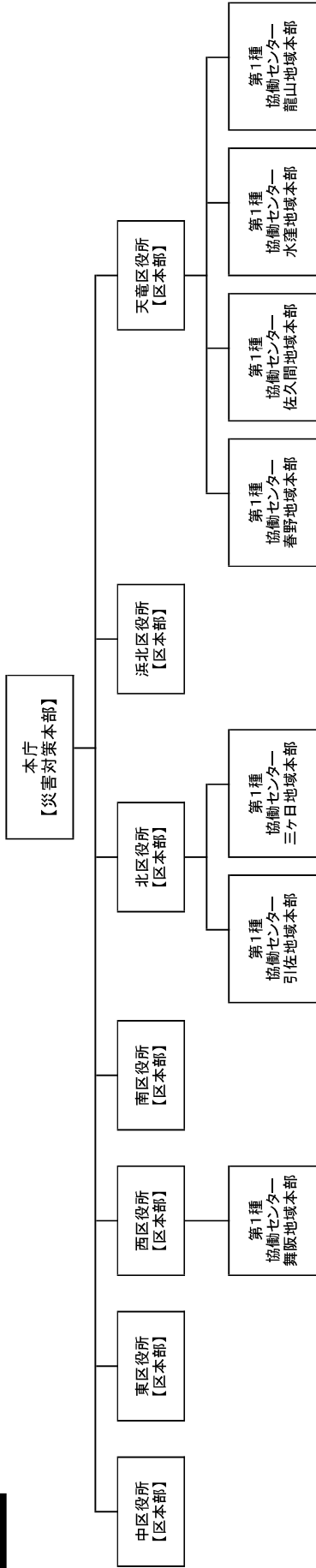
- ・ 区内の被害状況等の把握。市本部への報告
- ・ 区内の避難所の設置・運営状況の把握
- ・ 本庁各部が実施する災害応急対策への連携・協力
- ・ 地域本部の災害応急対策への支援

【地域本部の例示事務】

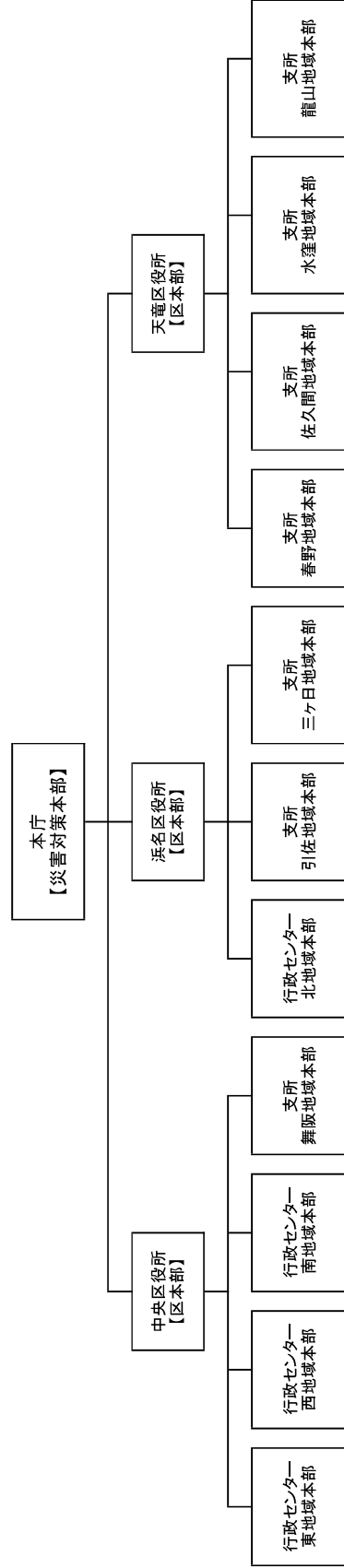
- ・ 地域内の被害状況等の把握。区本部への報告
- ・ 地域内の避難所の設置・運営状況の把握
- ・ 本庁各部又は区本部が実施する災害応急対策への連携・協力

区再編後の防災体制

現行



区再編後



【災害時の役割等】

組織名	役割
災害対策本部 市内全域の情報の取りまとめ、災害対策本部の開催	
区本部 避難所運営及び区内地域本部の情報を取りまとめ、災害対策本部へ報告	
行政センター・支所 避難所運営及び行政センター・支所地域内の被害及び避難所等の情報を取りまとめ、区本部へ報告	

区及び区協議会の設置等に関する条例改正の骨子（案）について

1 区の設定

(1) 区の設定、名称及び区域

区再編により、地方自治法の規定に基づき、市の区域を3つに分けて区を設ける。区の名称及び区域は、次のとおりとする。

区の名称	区 域
中央区	中区、東区、西区、南区、北区（三方原地区※）
浜名区	北区（三方原地区※以外）、浜北区
天竜区	天竜区

※初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

(2) 事務所の名称及び位置

区の事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
中央区役所	浜松市中央区元城町103番地の2	中央区の区域
浜名区役所	浜松市浜名区貴布祢3000番地	浜名区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

(3) 区役所の事務分掌

区役所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- ①まちづくりに関する事項
- ②区民に身近な行政サービスに関する事項

2 区協議会の設置

(1) 区協議会等に関する主な規定事項一覧

規定事項	
① 区協議会	
No.1	区協議会の設置
No.2	区協議会の名称、委員定数
No.3	区協議会の構成等
No.4	区協議会委員の選任
No.5	区協議会委員の任期
No.6	区協議会の責務
No.7	市及び市長等の責務
No.8	区協議会の庶務
② 代表会	
No.1	代表会の名称、委員定数
No.2	代表会委員の構成
No.3	代表会の会長及び副会長
No.4	代表会の会長及び副会長の選任、解任
No.5	代表会の権限等
No.6	代表会の会議
③ 地域分科会	
No.1	地域分科会の名称、委員定数
No.2	地域分科会委員の構成
No.3	地域分科会の会長及び副会長
No.4	地域分科会の会長及び副会長の選任、解任
No.5	地域分科会の権限等
No.6	地域分科会の会議
④ 地区コミュニティ協議会	
No.1	地区コミュニティ協議会の設置

(2) 主な規定事項

① 区協議会

No.1	規定事項	区協議会の設置
	内容	設置の法的根拠
	当局案	地方自治法第 252 条の 20 第 7 項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

No.2	規定事項	区協議会の名称、委員定数
	内容	-
	当局案	・中央区協議会 80 人 ・浜名区協議会 40 人 ・天竜区協議会 20 人

No.3	規定事項	区協議会の構成等
	内容	構成、役割
	当局案	・区協議会は、代表会と地域分科会で構成する ・天竜区協議会は、代表会と地域分科会を一体で運営し、その運営は地域分科会の規定を準用する ・代表会は、区協議会の運営に関する事項について調整し、地域づくりに関する事項について協議する ・地域分科会は、地域づくりに関する事項について協議する

No.4	規定事項	区協議会委員の選任
	内容	区域内に居住するもの
	当局案	・区協議会委員は、各区域内に住所を有する者のうちから市長が選任 ・区協議会委員の選任にあたっては、地域バランスに配慮する

No.5	規定事項	区協議会委員の任期
	内容	年数、再任
	当局案	・任期は 3 年（補欠の任期は前任者の残任期間） ・再任は可能（1 回限り）

No.6	規定事項	区協議会の責務
	内容	-
	当局案	区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努める。

No.7	規定事項	市及び市長等の責務
	内容	-
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じる ・ 区協議会の意見を受け止め、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない ・ 市政に関する事項について、情報の提供に努めなければならない

No.8	規定事項	区協議会の庶務
	内容	事務局
	当局案	区協議会の庶務は、当該区の区役所及び行政センターにおいて行う

② 代表会

No.1	規定事項	代表会の名称、委員定数
	内容	-
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区協議会 代表会 8人 ・浜名区協議会 代表会 8人

No.2	規定事項	代表会委員の構成
	内容	-
	当局案	代表会委員は地域分科会委員の代表で構成する。

No.3	規定事項	代表会の会長及び副会長
	内容	人数、任期
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・代表会に会長1人、副会長1人を置く ・代表会の会長・副会長は、区協議会の会長・副会長を兼ねる ・任期は区協議会委員の任期による

No.4	規定事項	代表会の会長及び副会長の選任、解任
	内容	選任方法、解任
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・代表会委員の互選 ・心身の故障のため職務を行うことができないときなど、解任することができる

No.5	規定事項	代表会の権限等
	内容	<p>権限、責務</p> <p>※市発意の諮問などに対する権限・責務（基本構成（図）2-①～④）</p>
	当局案	<p>1 代表会の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区協議会の諮問等に対し、地域住民の意見を反映し、これを処理させるため、地域分科会へ、審議を付託することができる（基本構成（図）2-②） ・市長その他の市の機関により諮問されたものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べるができる（基本構成（図）2-③） <hr/> <p>2 代表会の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域分科会の意見を取りまとめ市へ提出する（基本構成 2-③） ・市の回答を地域分科会へ提供する（基本構成 2-④） <hr/> <p>3 市の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区協議会の意見に対し、市は回答を報告しなければならない（基本構成（図）2-④） ・市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、区協議会へ諮問しなければならない（基本

		構成（図）2-① （1）諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> ・区役所が所掌する事務に関する事項 ・市が行う当該区域に係る事務に関する事項 ・市の事務処理に当たっての当該区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
--	--	--

No.6	規定事項	代表会の会議
	内容	会議の運営（招集請求など）
	当局案	代表会の会長が招集し、議長となる

③ 地域分科会

No.1	規定事項	地域分科会の名称、委員定数
	内容	-
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区協議会 中地域分科会 20人 <li style="padding-left: 2em;">東地域分科会 20人 <li style="padding-left: 2em;">西地域分科会 20人 <li style="padding-left: 2em;">南地域分科会 20人 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・浜名区協議会 北地域分科会 20人 <li style="padding-left: 2em;">浜北地域分科会 20人

No.2	規定事項	地域分科会委員の構成
	内容	-
	当局案	地域分科会の委員は、区協議会委員のうち、指定された地域内（旧区単位）に住所を有する者で構成する。

No.3	規定事項	地域分科会の会長及び副会長
	内容	人数、任期
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域分科会に会長1人、副会長1人を置く ・任期は区協議会委員の任期による

No.4	規定事項	地域分科会の会長及び副会長の選任、解任
	内容	選任方法、解任
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・地域分科会委員の互選 ・心身の故障のため職務を行うことができないときなど、解任することができる

No.5	規定事項	地域分科会の権限等
	内容	権限、責務 ※住民発意の提案などに対する権限・責務（基本構成（図）1-①～④） ※市発意の諮問などに対する権限・責務（基本構成（図）2-①、③、④）
		1 地域分科会の権限 <ul style="list-style-type: none"> ・地区コミュニティ協議会の提案を受け止め審議し、必要な場合は市へ意見を述べるができる（基本構成（図）1-①～②） ・地域づくりに関することについて協議し、必要な場合は市へ意見を述べるができる（基本構成（図）1-②） ・市長その他の市の機関により諮問されたもの及び意見を求められたものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べるができる（基本構成（図）2-③）

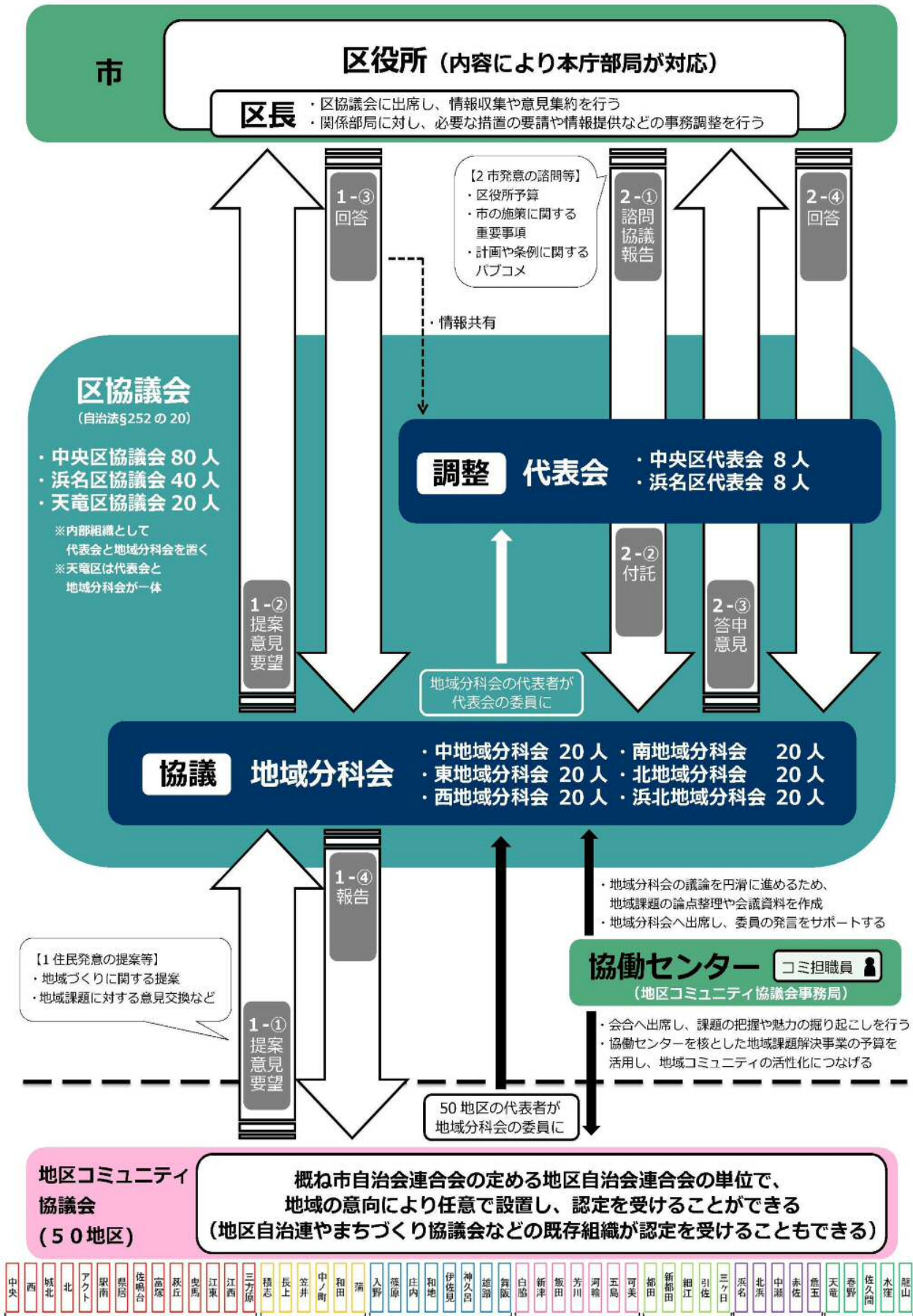
		<p>2 地域分科会の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の回答を地区コミュニティ協議会へ報告しなければならない（基本構成（図）1-④）
		<p>3 市の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区協議会の意見に対し、市は回答を報告しなければならない（基本構成（図）1-③、（図）2-④） ・市の施策に関する重要事項であって、区の地域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、区協議会へ諮問又は意見を聴かなければならない（基本構成（図）2-①） <p>(1) 諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区役所が所掌する事務に関する事項 ・市が行う当該地域に係る事務に関する事項 ・市の事務処理に当たっての当該地域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 <p>(2) 協議・報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う当該地域に係る事務に関する事項 <p>※計画や条例に関するパブコメ（規則以下で規定）</p> <p>※地域力向上事業の提案、事後評価（規則以下で規定）</p>

No.6	規定事項	地域分科会の会議
	内容	会議の運営（招集請求など）
	当局案	地域分科会の会長が招集し、議長となる

④ 地区コミュニティ協議会

No.1	規定事項	地区コミュニティ協議会の設置
	内容	-
	当局案	<ul style="list-style-type: none"> ・住民は住民自治の充実のため、概ね市自治会連合会の定める地区自治会連合会の単位で地区コミュニティ協議会を設置することができる ・市は地区コミュニティ協議会に対し、必要と認める予算上の措置及び必要な支援を講じることとする ・地区コミュニティ協議会の事務局は、当該地域の協働センターに置く ・地区コミュニティ協議会は区協議会に対して提案することができる ・地区コミュニティ協議会の設置基準及び、会の運営等については別に定める

区協議会及び地区コミュニティ協議会の基本構成（図）（白抜き文字は条例事項）



※図内の数字 1-①～④：住民発意の提案等の流れ、2-①～④：市発意の諮問等の流れ